

令和 9（2027）年度栃木県立高等学校入学者選抜実施細則について

高校教育課

- 1 日程について
- 2 インターネット出願に係る出願手続等及び調査書等の提出について
- 3 学力検査に直接関わる配慮の申請手続について

令和 9（2027）年度 入試日程

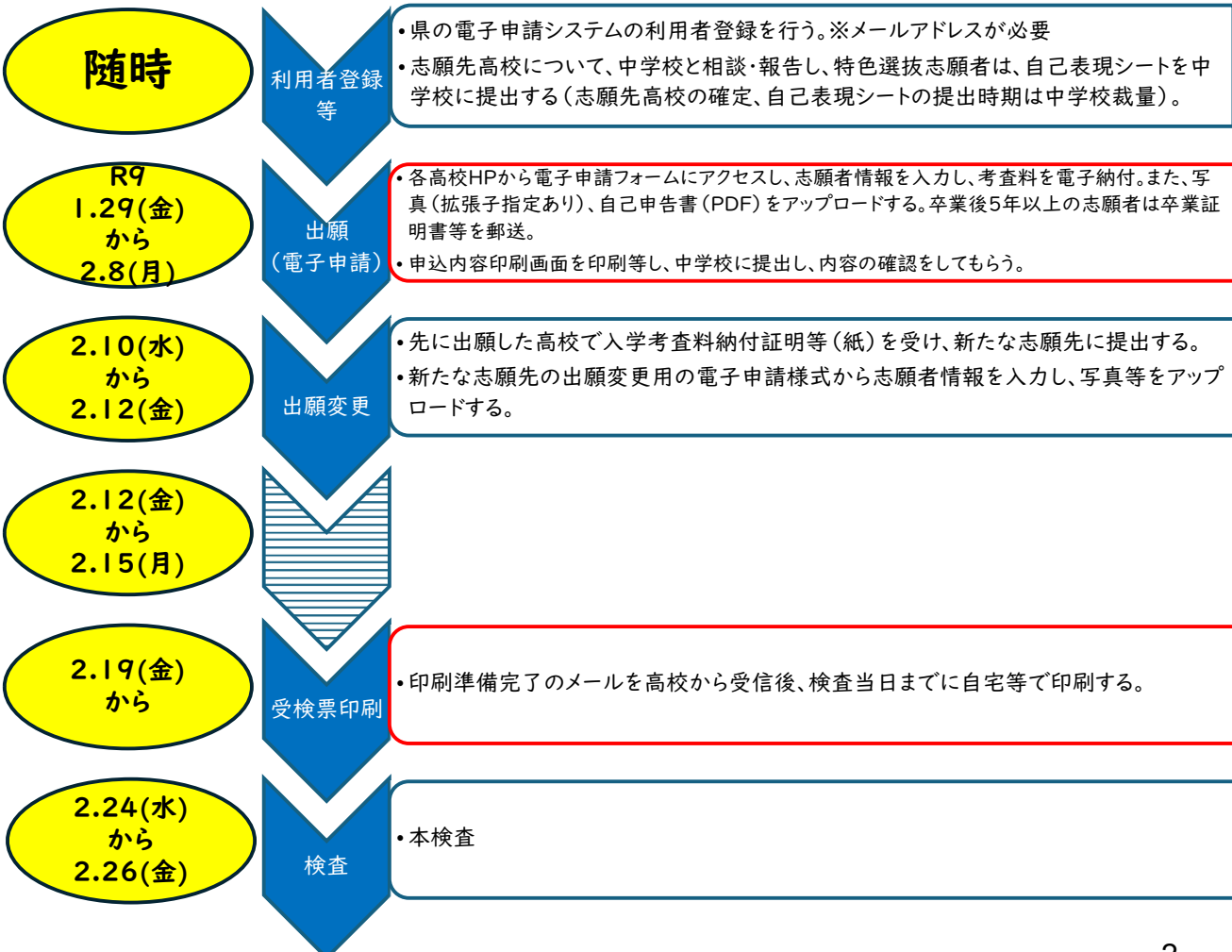
○全日制・定時制課程

本検査	令和 9 年 2 月 24 日（水）、25 日（木）、26 日（金）
追検査	令和 9 年 3 月 8 日（月）、9 日（火）
合格者発表	令和 9 年 3 月 12 日（金）
再募集（面接及び作文）	令和 9 年 3 月 17 日（水）
再募集合格者発表	令和 9 年 3 月 18 日（木）

○通信制課程

面接（2 月実施）	令和 9 年 2 月 6 日（土）、7 日（日）
合格者発表（2 月実施）	令和 9 年 2 月 8 日（月）
面接（3 月実施）	令和 9 年 3 月 25 日（木）、26 日（金）
合格者発表（3 月実施）	令和 9 年 3 月 29 日（月）

## 【志願者（生徒、保護者）】



### 実施細則【全日制課程 3本検査（一般選抜）】より該当部分を抜粋

#### (2) 入学志願者の出願手続

イ 志願者は事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和9(2027)年1月29日(金)午前9時から2月8日(月)午前10時00分までに志願先高等学校のホームページからインターネット出願申請フォームにアクセスし、一般選抜出願に係る次の(ア)、(イ)、(ウ)を登録し、出願手続を行う。

(ア) 一般選抜に係る志願者情報の登録を行う。なお、志願者の写真については、正面上半身脱帽で当該年度の9月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。

(イ) 1の(2)のア、イ、エに該当する者のうち、入院その他の事情により、年間30日以上登校することができなかった状況や理由等について説明しようとする者は、「自己申告書」(様式4)を提出することができる。「自己申告書」は、一般選抜に係る志願者情報の登録の際に電子データで提出するものとする。

(ウ) 一般選抜に係る志願者情報の登録後、全日制課程志願者は、入学審査料として2,200円(栃木県立学校の授業料等に関する条例(昭和24年栃木県条例第10号)を、栃木県電子申請システムを用いた電子納付により納付する。

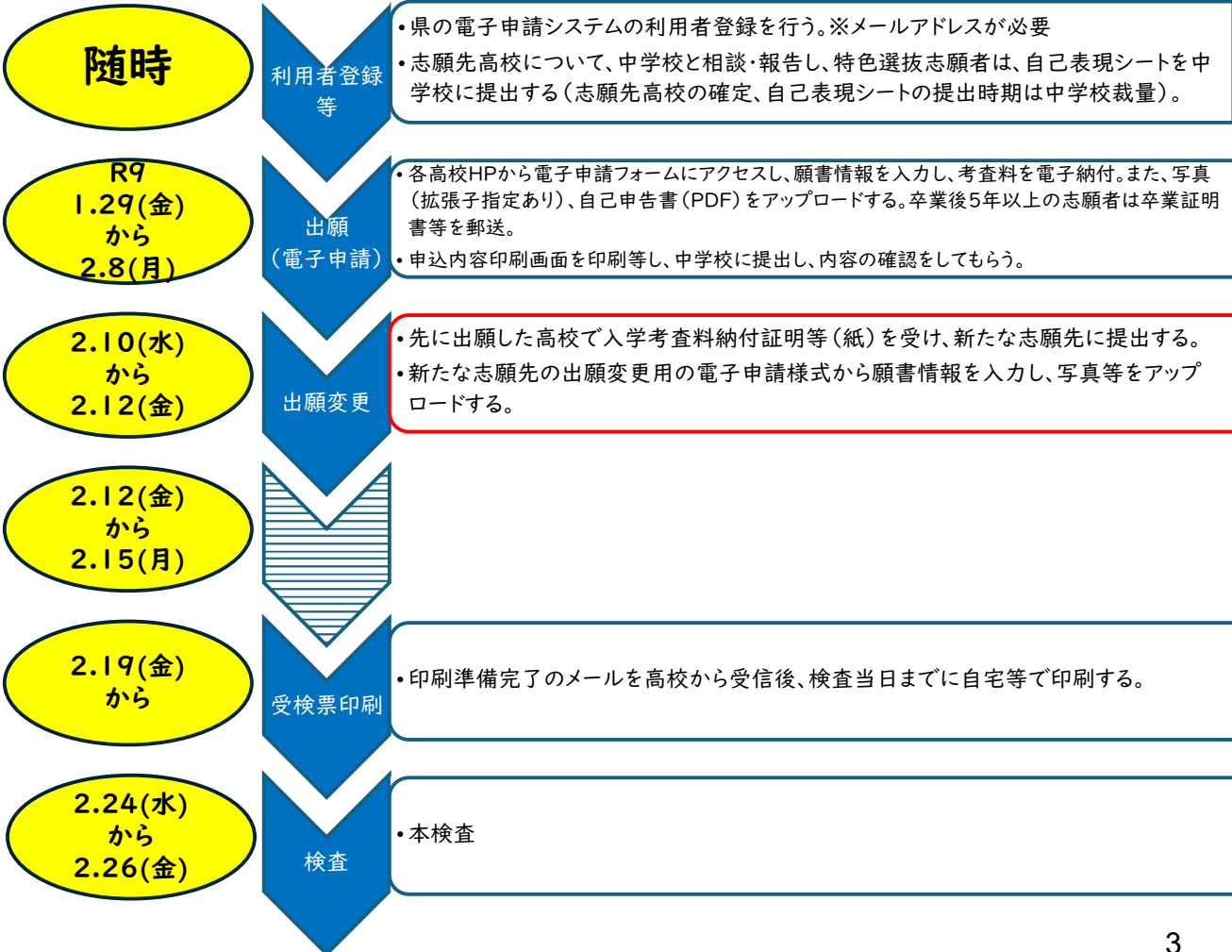
### 実施細則【全日制課程 3本検査（一般選抜）】より該当部分を抜粋

#### (2) 入学志願者の出願手続

オ 志願者は、令和9(2027)年2月19日(金)午後以降、志願先高等学校からの受検票印刷準備完了の電子メールを受信後、受検票を印刷し、検査日に持参するものとする。

# インターネット出願の概要（全日制・定時制課程）

## 【志願者（生徒、保護者）】



実施細則【全日制課程 3本検査（一般選抜）】より該当部分を抜粋

### (3) 出願変更

ウ 出願変更希望者は、令和9（2027）年2月10日（水）及び同月12日（金）において、以下の手続を行う。ただし、出願変更にあたっては、入学検査料の再納付を要しない。初日の受付時間は午前9時から午後3時30分までとし、第2日は午前9時から正午までとする。

(ア) 出願変更希望者は、「出願変更願（取下げ）」（様式3）を、出願先高等学校長に直接提出し、出願の取下げをする。その際、出願先高等学校から「出願変更願（再出願）」の所定の欄に入学検査料納付証明を受ける。

(イ) 出願変更希望者は、出願先高等学校から入学検査料納付証明を受けた「出願変更願（再出願）」を新たな志願先の高等学校へ直接提出し、栃木県電子申請システム（各高等学校の出願変更用フォーム）のアクセス情報の交付を受ける。

(ウ) 出願変更希望者は、令和9（2027）年2月12日（金）午後3時までに栃木県電子申請システム（各高等学校の出願変更用フォーム）にアクセスし、志願者情報等の登録とともに、中学校長に志願先高等学校への調査書等の提出を依頼する。

出願変更願（取下げ）

栃木県立 高等学校長 様 令和 年 月 日

出願者氏名  
保護者氏名

全日制・定時制		
第1志望	第2志望	第3志望
系・科 コース 部	系・科 コース 部	系・科 コース 部

都合により、出願を変更しますので、受理願います。

このことをお知らせいたします。

中学校長  
校長氏名

印刷

出願変更願（再出願）

栃木県立 高等学校長 様 令和 年 月 日

中学校長  
出願者氏名  
保護者氏名

全日制・定時制		
第1志望	第2志望	第3志望
系・科 コース 部	系・科 コース 部	系・科 コース 部

入学検査料納付証明  
高校校印

貴校に出願しますので、受理願います。

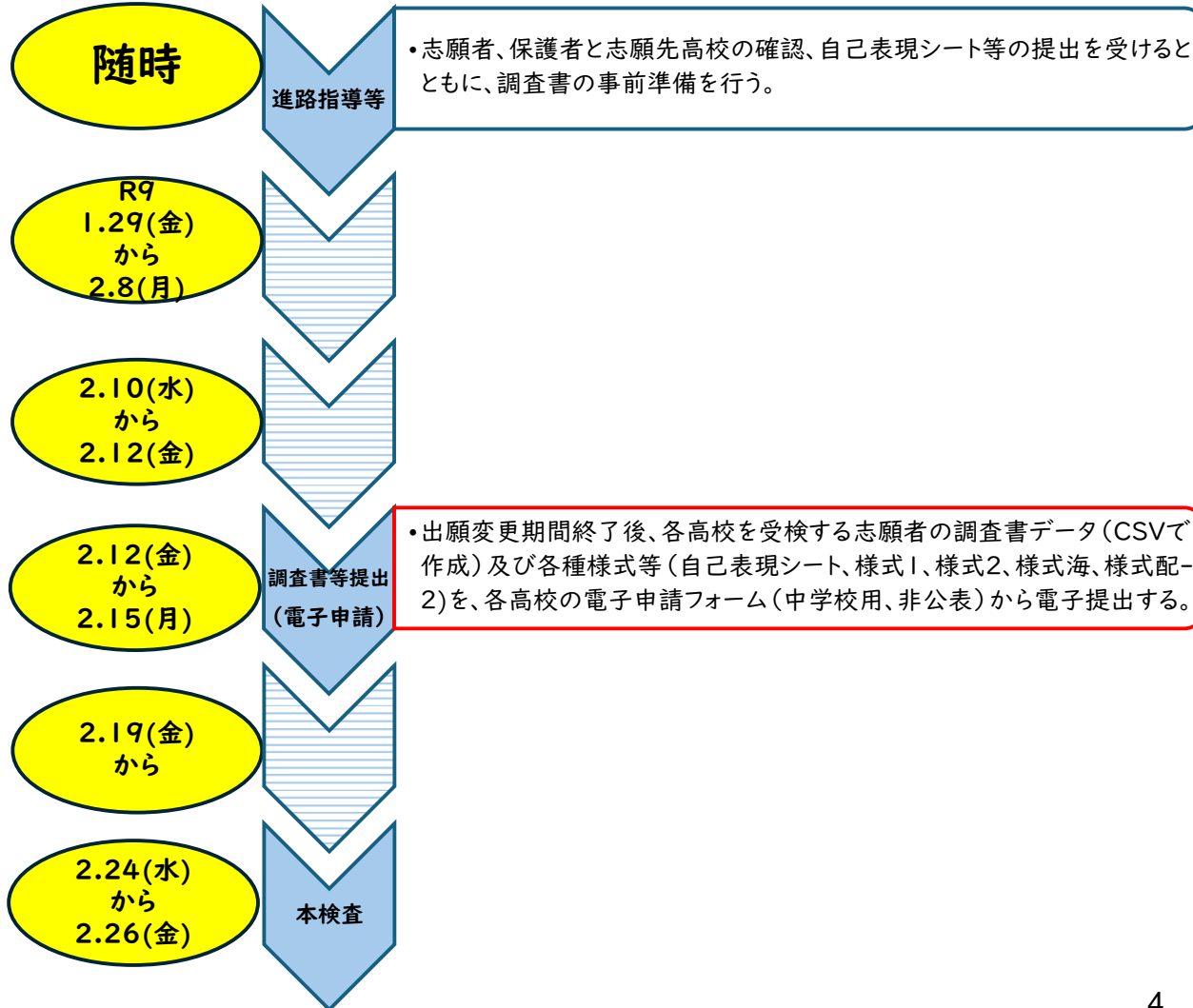
「出願変更願」（紙による様式）

※この欄に出願先高校から「入学検査料納付証明」を受け、キトリ線から下の部分を新しい志願先高校へ提出する。

(注) 1 全日制又は定時制のいずれかを指定する。  
2 第1、第2志望がない場合は、第3志望を指定し記入する。  
3 記入した欄の文字は斜めいすこを指定する。出願変更用高等学校の欄は、本欄については、コースを記入し、コースを指定する。学部は指定しない。学部指定高等学校については、部を記入し、部を指定する。

# インターネット出願の概要（全日制・定時制課程）

## 【中学校】



### 実施細則【全日制課程 3本検査（一般選抜）】より該当部分を抜粋

#### (4) 中学校長の手続

##### イ 調査書等の提出

(ア) 中学校は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、出願変更を含む全ての志願者の一般選抜に係る志願者情報及び入学考査料の納付を確認の上、令和9（2027）年2月12日（金）正午から同月15日（月）午後3時30分までに、栃木県電子申請システム（各高等学校の中学校用フォーム）により、調査書を提出する。

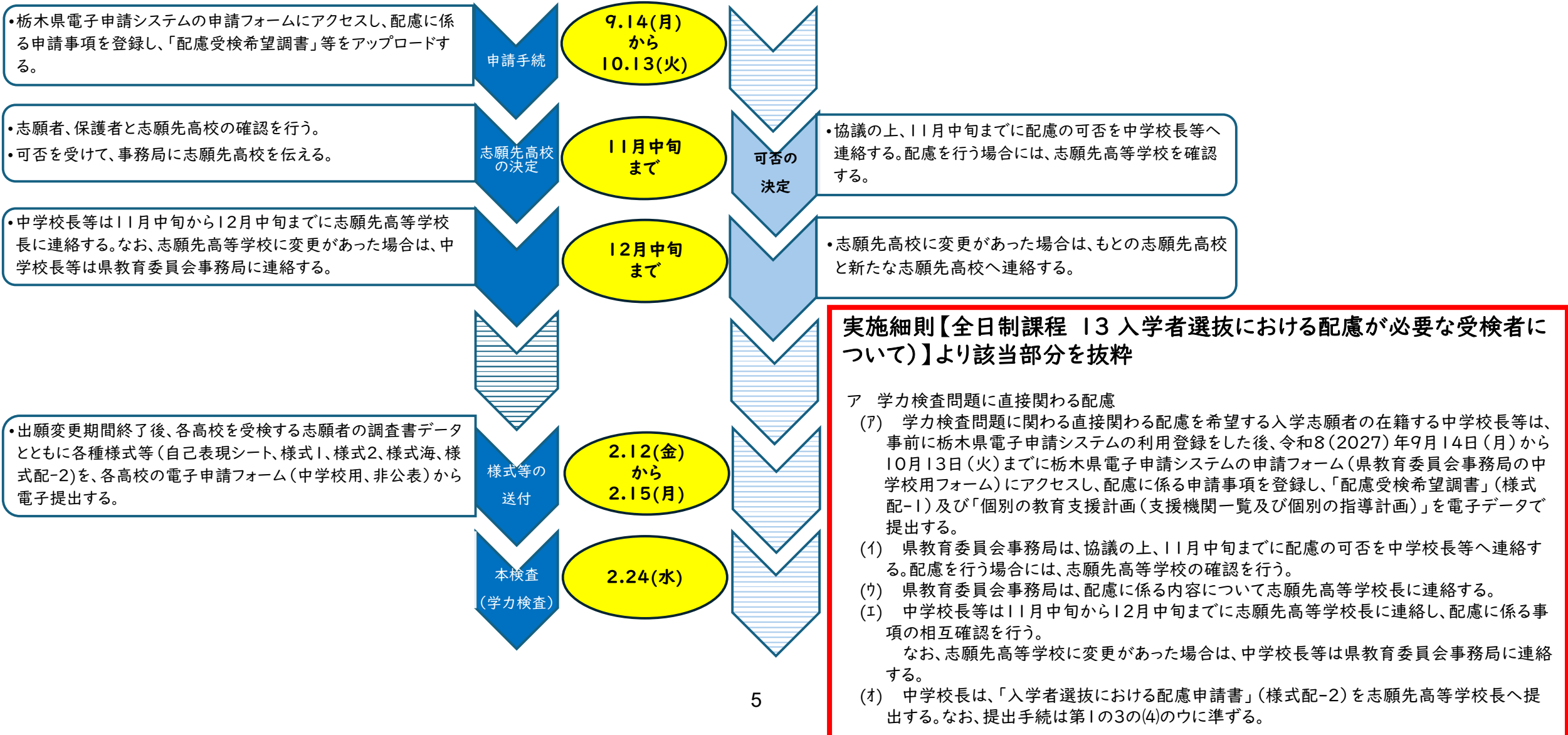
(1) 中学校は、以下の書類の提出を要する場合、調査書とともに提出する。

- ① 他のいかなる公立高等学校にも併願していない旨の出身中学校長の「証明書」(様式1)
- ② 栃木県立高等学校入学志願承認申請書(様式2)
- ③ 海外帰国者・外国人等特別措置申請書(様式海)
- ④ 入学者選抜における配慮申請書(様式配-2)

# 学力検査問題に直接関わる配慮の申請手続の概要

## 【中学校】

## 【県教育委員会事務局】



令和9（2027）年度

# 栃木県立高等学校入学者選抜実施細則 〈暫定版〉

（令和8年6月10日現在）

本実施細則は、〈暫定版〉となります。  
確定版については、令和8年8月下旬に公表予定です。  
本文中の●については、確定版にて決定します。また、本文の内容や様式等が  
変更になる場合がありますので、ご注意ください。

栃木県教育委員会

令和9(2027)年度 栃木県立高等学校入学者選抜関係諸日程

全日制課程・定時制課程				通信制課程			
1 月				1 月			
26	金	↑	出願期間	26	火	↑	出願期間①
27	土			27	水		
28	日			28	木		
29	月			29	金		
30	火			30	土		
31	水			31	日		
2 月		3 月		2 月		3 月	
1	月	↑	出願期間	1	月	↓	受検票交付期間①
2	火			2	火		
3	水			3	水		
4	木			4	木		
5	金			5	金		
6	土			6	土		
7	日			7	日		
8	月			8	月		
9	火			9	火		
10	水	↑	出願変更期間 (建国記念の日)	10	水	↓	受検票交付期間①
11	木			11	木		
12	金			12	金		
13	土			13	土		↑
14	日			14	日		
15	月			15	月		
16	火			16	火		
17	水			17	水		
18	木			18	木		
19	金			19	金		
20	土			20	土		
21	日			21	日		
22	月			22	月		
23	火	↑	受検票交付期間	23	火	↓	受検票交付期間②
24	水			24	水		
25	木			25	木		↓
26	金			26	金		
27	土			27	土		
28	日			28	日		
				29	月		
				30	火		
				31	水		

# 令和9(2027)年度栃木県立高等学校入学者選抜実施細則〈暫定版〉

## 第1 全日制課程について

令和9(2027)年度栃木県立高等学校(全日制課程)入学者の選抜は、この実施細則の定めるとおりとする。

### 1 募集

#### (1) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

#### (2) 入学志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を修了した者

イ 令和9(2027)年3月31日までに中学校を卒業又は修了する見込みの者

ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は修了見込みの者

エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は修了見込みの者

オ 文部科学大臣の指定した者

カ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

キ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(注) 上記ウについて、最終学校が外国の現地校の志願者については、原則、11月中旬までに高校教育課に連絡するものとする。また、上記キにより高等学校に出願しようとする者は、出願手続前に各志願先高等学校において認定を受けてから出願するものとする。

#### (3) 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

#### (4) 県外からの入学志願者の取扱い

ア 近県の隣接学区・地域内からの出願

(ア) 隣接学区・地域からの入学志願者の取扱いについては、別に定める「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」等(資料2(●頁)、資料3(●頁))によるものとする。

(イ) 出願に当たっては、他のいかなる公立高等学校にも併願していない旨の出身中学校長の「証明書」(様式1(●頁))を提出するものとする。

イ 近県の隣接学区・地域以外の県外からの出願

隣接学区・地域以外からの入学志願者については、「栃木県立高等学校入学志願承認申請書」(様式2(●頁))を提出して出願するものとする。なお、志願者の在籍する中学校長は、事前に高校教育課に連絡するものとする。志願先高等学校長は、一家転住等その理由が正当であると認められ、保護者が令和9(2027)年4月8日までに県内に居住予定である場合に出願を受け付けるものとする。

ただし、全国からの志願を認める高等学校((別表3)(●頁)参照)への入学志願者については、上記理由にかかわらず、他のいかなる公立高等学校にも併願していない旨の出身中学校長の「証明書」(様式1(●頁))を提出することにより出願を受け付けるものとする。

## 2 入学者選抜の種類及び期日

入学者選抜の種類及び期日は、次のとおりとする。

選抜の種類	事項	期日 *注1	
全日制課程 (一般選抜及び特色選抜)	出願期間	令和9年1月29日(金)~2月8日(月)	
	出願変更期間	令和9年2月10日(水)、12日(金)	
	受検票交付期間	令和9年2月19日(金)~23日(火)	
	本 検 査	【学力検査】 (全ての出願者)	令和9年2月24日(水)
		【学校独自検査】 (特色選抜出願者)	令和9年2月25日(木)、26日(金)*注2
	追 検 査	【申請手続】	令和9年3月1日(月)
		【学力検査】 (全ての出願者)	令和9年3月8日(月)
		【学校独自検査】 (特色選抜出願者)	令和9年3月9日(火)
	合格者発表	令和9年3月12日(金)	
全日制課程 (再募集)	再募集出願期間	令和9年3月12日(金)~15日(月)	
	面接及び作文	令和9年3月17日(水)	
	再募集合格者発表	令和9年3月18日(木)	

\*注1 海外帰国者・外国人等の入学者選抜における特別の措置の申請期間については●頁及び●頁、受検の際に配慮が必要な受検者についての申請期間については●頁を参照。

\*注2 全日制課程の特色選抜における学校独自検査を一日で行う学校は、2月25日(木)に実施する。

## 3 本検査(一般選抜)における出願手続

各高等学校において、次に定めるところにより、一般選抜を実施する。

### (1) 出願

ア 入学志願者は、次の(ア)、(イ)、(ウ)の場合を除き、1校1学科(系・科・コース)に限り出願するものとする。

なお、定時制課程の一般選抜及びフレックス特別選抜、通信制課程の選抜(2月実施)との併願はできない。

(ア) 次の学科を志願する場合は、同一校のそれぞれの学科の中の異なる系・科・コースを第3志望まで出願することができる。(別表1)(●頁)参照)

- a 農業に関する学科
- b 工業に関する学科
- c 商業に関する学科

(注) 系による出願は宇都宮工業高等学校のみ。

鹿沼華陵高等学校の機械・土木科は、機械コース、土木コースに分けて選抜を行う。鹿沼華陵高等学校については、機械・土木科機械コース、機械・土木科土木コース及び情報科学科から第3志望まで出願することができる。

(イ) 小山南高等学校のスポーツ科を第1志望として出願する者は、同一校の普通科を第2志望として出願することができる。(別表2)(●頁)参照)

(ウ) 小山高等学校においては、普通科と数理科学科について一括して募集する「くくり募集」を実施する。

イ 出願及び出願変更については、次の(ア)、(イ)、(ウ)によるものとする。

(ア) 第1の1の(2)(1頁)のア、イに該当する者は、志願者本人がインターネット出願に係る志願者情報等の登録を行い、在学又は出身中学校長を經由して志願先高等学校への調査書等の提出を行う。

ただし、中学校卒業後5年以上を経過した者(令和3(2021)年3月以前の卒業)は、志願者本人がインターネット出願に係る志願者情報等の登録を行い、志願先高等学校へ必要な書類を直接提出するものとする。

(イ) 第1の1の(2)(1頁)のエに該当する者は、(ア)に準ずるものとする。

(ウ) 第1の1の(2)(1頁)のウ、オ、カ、キに該当する者は、志願者本人がインターネット出願に係る志願者情報等の登録を行い、志願先高等学校へ必要な書類を直接提出するものとする。

## (2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に要する書類は、次の3種類とする。

(ア) 入学願書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の志願者用フォーム)

(イ) 調査書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の中学校用フォーム)

(ウ) その他必要な書類

原則、栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の志願者用又は中学校用フォーム)

イ 志願者は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和9(2027)年1月29日(金)午前9時から2月8日(月)午前10時までに志願先高等学校のホームページからインターネット出願申請フォームにアクセスし、出願に係る次の(ア)、(イ)、(ウ)を登録し、出願手続を行う。

(ア) 志願者情報等の登録を行う。なお、志願者の写真については、正面上半身脱帽で当該年度の9月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。

(イ) 第1の1の(2)(1頁)のア、イ、エに該当する者のうち、入院その他の事情により、年間30日以上登校することができなかった状況や理由等について説明しようとする者は、「自己申告書」(様式4(●頁))を提出することができる。「自己申告書」は、志願者情報等の登録の際に、電子データで提出するものとする。

なお、中学校卒業後5年以上を経過した者は、「自己申告書」の提出を要しない。

(ウ) 志願者情報等の登録後、全日制課程志願者は、入学考査料として2,200円(栃木県立学校の授業料等に関する条例(昭和24年栃木県条例第10号))を、栃木県電子申請システムを用いた電子納付により納付する。

ウ 志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、志願者情報等の登録及び入学考査料の納付を行い、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」(様式5(●頁))及び「中学校卒業証明書」を志願先高等学校長へ提出する。「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人が記入し、「中学校卒業証明書」とともに、郵送(書留・親展、令和9(2027)年2月5日(金)必着)により、志願先高等学校長へ提出する。

なお、志願先高等学校へ持参により直接提出することもできるが、その際は、志願先高等学校に事前連絡の上、提出するものとする。提出期間は、上記イで示した期間(ただし、土、日、祝日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後3時30分まで(最終日は午前10時まで)とする。

エ 志願者は、志願者情報等の登録及び入学考査料の納付とともに、中学校長に志願先高等学校への調査書等の提出を依頼する。ただし、志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、調査書の提出は要しない。

オ 志願者は、令和9(2027)年2月19日(金)午後以降、出願先高等学校からの受検票印刷準備完了の電子メールを受信後、受検票(様式9(●頁))を印刷し、検査日に持参するものとする。

### (3) 出願変更

- ア 志願者情報等の登録及び入学考査料の納付後において、出願先高等学校又は志望の系・科・コースを変更しようとする者(以下「出願変更希望者」という。)は、1回に限り、出願を変更することができ。ただし、課程をこえた出願変更は認めない。
- イ 出願変更は、同一校の第2志望又は第3志望のみの変更、同一校の他の学科、同一学科の他の系・科・コースへの変更も認める。また、同一校の同一学科(系・科・コース)へ再び出願する場合であっても認める。
- ウ 出願変更希望者は、令和9(2027)年2月10日(水)及び同月12日(金)において、以下の手続を行う。なお、出願変更にあたっては、入学考査料の再納付を要しない。初日の受付時間は午前9時から午後3時30分までとし、第2日は午前9時から正午までとする。
- (ア) 出願変更希望者は、「出願変更願(取下げ)」(様式3(●頁))を、出願先高等学校長に直接提出し、出願の取下げをする。その際、出願先高等学校から「出願変更願(再出願)」の所定の欄に入学考査料納付証明を受ける。
- ただし、(3)のイに該当する場合は、入学考査料納付証明は不要とし、出願先高等学校に「出願変更願(取下げ・再出願)」を提出する。その際、栃木県電子申請システム(各高等学校の出願変更用フォーム)のアクセス情報の交付を受け、下記(ウ)の手続を行う。
- なお、出願変更希望者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、出願先高等学校長から「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」及び「中学校卒業証明書」の返却を受ける。
- (イ) 出願変更希望者は、出願先高等学校から入学考査料納付証明を受けた「出願変更願(再出願)」を新たな志願先高等学校へ直接提出し、栃木県電子申請システム(各高等学校の出願変更用フォーム)のアクセス情報の交付を受ける。
- なお、出願変更希望者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、「出願変更願(再出願)」と出願先高等学校長から返却された「中学校卒業証明書」及び新たに作成した「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」を新たな志願先高等学校へ直接提出する。
- (ウ) 出願変更希望者は、令和9(2027)年2月12日(金)午後3時までに栃木県電子申請システム(各高等学校の出願変更用フォーム)にアクセスし、志願者情報等の登録とともに、中学校長に志願先高等学校への調査書等の提出を依頼する。
- エ 中学校長は、出願変更にあたっては、第1の3の(4)のイ(●頁)によりその手続をとる。
- オ 高等学校長は、出願変更希望者から出願変更(取下げ及び再出願)の願いのあった場合、第1の3の(5)のウ(●頁)によりその手続をとる。

#### (4) 中学校長の手続

##### ア 調査書の作成

中学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置するものとする。

また、調査書の作成については、別記「調査書作成の要領」(●頁)に従うものとする。

##### イ 出願変更の手続

中学校長は、出願変更希望者から「出願変更願(取下げ・再出願)」(様式3(●頁))の提出があった場合、その内容を確認し、了知するものとする。

##### ウ 調査書等の提出

(ア) 中学校は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、出願変更を含む全ての志願者の志願者情報等及び入学考査料の納付を確認の上、令和9(2027)年2月12日(金)正午から同月15日(月)午後3時30分までに、栃木県電子申請システム(各高等学校の中学校用フォーム)により、調査書を提出する。

(イ) 中学校は、以下の書類の提出を要する場合、調査書とともに提出する。

- ① 他のいかなる公立高等学校にも併願していない旨の出身中学校長の「証明書」(様式1(●頁))
- ② 栃木県立高等学校入学志願承認申請書(様式2(●頁))
- ③ 海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書(様式海(●頁))
- ④ 入学者選抜における配慮申請書(様式配-2(●頁))

(ウ) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者については、志願者本人が志願先高等学校に必要な書類を直接提出することとし、調査書の提出は要しない。

##### エ 県外からの出願について

調査書の作成及び提出は、本県の方法によるものとする。

#### (5) 高等学校長の処理

##### ア 出願期間における処理

高等学校は、中学校卒業後5年以上を経過した志願者又は最終学校が外国の現地校の志願者等から、持参により出願に要する書類の提出があった場合、「受領書」(様式7(●頁))を交付するものとする。なお、出願変更期間においても同様とする。

##### イ 出願期間終了後における処理

高等学校は、出願期間終了後、志願者情報等、入学考査料の納付及びその他必要な書類を確認する。なお、それらに不備等があった場合には中学校等に問い合わせるものとする。

##### ウ 出願変更期間における処理

(ア) 高等学校は、「出願変更願(取下げ)」の提出があった場合、志願者情報等及び入学考査料の納付を確認した上で受理する。その際、入学考査料納付証明の欄に收受印を施し、「出願変更願(再出願)」をキリトリ線で切り離した上で、志願者に交付する。

なお、出願変更希望者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者については、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」及び「中学校卒業証明書」を返却する。

(イ) 高等学校は、「出願変更願(再出願)」の提出があった場合、入学考査料納付証明を確認した上で受理し、志願者に栃木県電子申請システム(各高等学校の出願変更用フォーム)のアクセス情報を交付する。

なお、出願変更希望者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者については、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」及び「中学校卒業証明書」に記載漏れがないかどうかを確認した上で受理する。

エ 調査書提出に係る処理

高等学校は、各中学校から調査書等の提出を受け、志願者情報等と調査書等の照合を行う。なお、不備等があった場合には中学校に問い合わせるものとする。

オ 受検票の交付

高等学校は志願者情報等と調査書等の照合後、全ての志願者に受検番号を付し、令和9(2027)年2月19日(金)午後以降、志願者に受検票印刷準備完了の電子メールを送信する。電子メールの送信をもって受検票(様式9(●頁))の交付とする。

(6) 保護者の転勤等に伴う特別出願

ア 対象

(ア) 保護者が県外(海外を含む)から県内へ転勤したこと等に伴い、令和9(2027)年1月29日(金)から2月8日(月)に正当な理由により出願できなかった者

(イ) 出願手続が済んでおり、出願変更期間以降に保護者の転勤等が決定し、これに伴い出願先高等学校入学後の通学に支障があると認められる者

イ 中学校長の手続

上記アのいずれかに該当する志願者の在学する中学校長は、原則、令和9(2027)年2月19日(金)正午を期限とし、高校教育課指導担当(028-623-3382)に連絡して協議する。

(7) 受検辞退

出願者が受検を辞退する場合(出願変更期間に辞退する場合も含む。)は、在学又は出身中学校長を経由して「受検辞退届」(様式8(●頁))を速やかに出願先高等学校長あて提出する。

#### 4 本検査(一般選抜)における学力検査

##### (1) 学力検査問題

###### ア 出題の方針

学力検査問題は、中学校学習指導要領に即するとともに、基礎的・基本的事項を重視するものとする。

###### イ 教科及び内容

(ア) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

(イ) 出題の内容・範囲は中学校学習指導要領の「内容」に即するものとする。

###### ウ 配点

(ア) 配点は、検査教科それぞれについて100点とする。

(イ) 各教科内の配点は、学校・学科により採点基準の配点を基に増減を加えることができる。

なお、令和9(2027)年度に実施する学校・学科、実施する教科は、次の表のとおりである。

学校名	学科名	実施する教科
宇都宮高等学校	普通科	国数英
宇都宮女子高等学校	普通科	国数英
栃木高等学校	普通科	国数英

###### エ 作成

栃木県教育委員会が作成し、各高等学校長に手交する。

##### (2) 学力検査の実施

ア 検査期日 令和9(2027)年2月24日(水)

###### イ 検査日程

検査時間は1教科当たり50分とし、学力検査の日程は次のとおりとする。なお、集合時刻は午前8時40分とする。

時間	教科
9:35 ~ 10:25	国語
10:50 ~ 11:40	数学
12:05 ~ 12:55	外国語(英語)
13:50 ~ 14:40	社会
15:05 ~ 15:55	理科

###### ウ 検査場

学力検査場は、出願先高等学校とする。

##### (3) 学力検査受検者の心得

ア 受検者は、学力検査当日、午前8時40分までに検査場に集合して、検査係の指示を受ける。

イ 学力検査開始時刻に遅れた者は、原則として受検することができない。

ウ 検査当日の必携品は、次のとおりとする。

受検票、筆記用具、消しゴム、コンパス、定規、昼食、上ばき

エ スマートフォン等の情報端末機器や計算機・辞書・地図等の機能のついた時計等、学力検査の公正を乱すおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めない。

オ 検査室には時計がないので留意する。

## 5 本検査(一般選抜)における入学者の選抜

### (1) 入学者選抜実施委員会の設置

高等学校は、校長を委員長とする入学者選抜実施委員会を設置するものとする。

### (2) 入学者の選抜

ア 入学者の選抜は、「栃木県立高等学校入学者選抜の方針」(資料1(●頁))にのっとり、公正に行うものとする。

イ 調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。また、「自己申告書」、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

なお、調査書の評定、学力検査の比重の置き方については、学校・学科(系・科)ごとに定める。(別表4)(●～●頁)参照)

ウ 学力検査は、各教科100点満点(5教科の合計500点満点)とする。調査書は、各学年における「各教科の学習の記録」(選択教科を除く)の評定を点数化し、それ以外については点数化しない。

### (3) 選抜の手順等

#### ア 第1次審議

第1次選抜(特色選抜)で合格した者を除いた受検者のうち、学力点と調査書点との合計点の順位が、上位から定員の80%以内にある者(ただし、受検者が定員に満たない場合は、受検者の80%以内にある者)を選び、合格させる。

#### イ 第2次審議

第1次選抜(特色選抜)で合格した者及び第2次選抜(一般選抜)の第1次審議で合格した者を除いた受検者を対象とし、学力点、調査書点、調査書の点数化されない部分を総合的に十分勘案して合格者を決定する。

## 6 合格者の発表

### (1) 日時

令和9(2027)年3月12日(金)午前10時とする。

### (2) 発表の方法

合格者の発表は、各高等学校に掲示するほか、合格者に対し「合格通知書」(様式10(●頁))を交付する。その際、合格者は「受検票」を提示する。

なお、令和9(2027)年3月12日(金)午前11時以降、合格者受検番号一覧を栃木県教育委員会のホームページに掲載する。掲載期間は同月15日(月)正午までとする。

## 7 本検査(一般選抜)における学力検査得点の開示

### (1) 受検者の手続

受検者のうち、学力検査の各教科の得点及び合計点の開示を希望する者は、令和9(2027)年3月15日(月)から4月15日(木)までの期間(ただし、土、日、祝日を除く。)のうち、各高等学校長が定める日及び時間帯に、受検先高等学校において開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。

### (2) 高等学校の処理

請求を受けた高等学校は、「受検票」と栃木県電子申請システム(各高等学校の志願者用フォーム)による志願者情報等を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の得点(各教科100点満点)について開示する。

## 8 本検査(特色選抜)

各高等学校において、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)及び出願するための資格要件等を明示した上で、次に定めるところにより、特色選抜を実施する。

### (1) 入学志願資格

一般選抜に出願し、且つ、志願する高等学校が別に定める資格要件を満たす者とする。

### (2) 募集定員に占める割合

ア 別に公示する学校・学科(系・科)の募集定員の50%を上限とし、学校・学科(系・科)ごとに定めるものとする。

なお、別に定める全国からの志願者を募集する学校・学科(別表3)(●頁)参照)についてはこの限りでない。

イ 特色選抜の定員の割合及び選抜の方法等については、(別表4)(●～●頁)のとおりである。

### (3) 出願

一般選抜と同一校同一学科(系・科・コース)とする。

なお、一般選抜で第2志望又は第3志望まで認める場合については、一般選抜における第1志望の学科(系・科・コース)とする。

### (4) 入学志願者の出願手続

ア 出願に要する書類は、次のとおりとする。

一般選抜の出願に要する書類に加え、「自己表現シート」(様式11(●頁))を提出するものとする。

「自己表現シート」は中学校を經由して、志願先高等学校に提出する。

イ 志願者の出願手続は、第1の3の(2)(●頁)に準ずる。

ウ 中学校卒業後5年以上を経過した志願者については、次のとおりとする。

(ア) 志願者は、「中学校卒業証明書」とともに「自己表現シート」を郵送(書留・親展、令和9(2027)年2月5日(金)必着)により、志願先高等学校長へ提出する。その際、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」(様式5(●頁))の提出は要しない。なお、志願先高等学校へ持参により直接提出することもできるが、その際は、志願先高等学校に事前連絡の上、提出するものとする。提出期間は、令和9(2027)年1月29日(金)から2月8日(月)まで(ただし、土、日、祝日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後3時30分まで(最終日は午前10時まで)とする。

(イ) 「自己表現シート」に実績等を記入する場合、実績等を証明する添付書類を併せて提出するものとする。

### (5) 出願変更

志願者情報等の登録及び入学考査料の納付後において、出願先の高等学校、学科(系・科・コース)を変更することはできない。一般選抜の志願先を変更する場合には、特色選抜の出願は取り下げることになる。

ただし、一般選抜において、第1志望の学科(系・科・コース)を変更せず、同一校の第2志望又は第3志望の学科(系・科・コース)のみを変更する場合は、特色選抜の受検を認めるものとする。

## (6) 中学校長の手続

### ア 「自己表現シート」の確認

中学校は、「自己表現シート」の校内外の活動の実績について、事実と相違ないことを確認する。  
ただし、中学校卒業後5年以上を経過した志願者の「自己表現シート」の確認は要しない。

### イ 調査書等及び「自己表現シート」の提出

中学校は、調査書等に加え、「自己表現シート」を各志願先高等学校に提出する。なお、調査書については、一般選抜の出願に要する書類をもってこれに代える。提出手続は第1の3の(4)のウ(●頁)に準ずる。

## (7) 高等学校長の処理

第1の3の(5)(●頁)に準ずる。

## (8) 選抜の方法

### ア 学力検査

国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行い、一般選抜で実施する学力検査をもってこれに代える。

### イ 学校独自検査

各高等学校は、高等学校長の判断により、面接、作文、プレゼンテーション及び実技等、各学校・学科(系・科・コース)の特色に応じて独自に設定した方法による検査(以下、「学校独自検査」という。)を行う。「自己表現シート」は、学校独自検査における参考資料として活用する。

なお、各学校・学科の選抜の方法については、(別表4)(●～●頁)のとおりである。

## (9) 学校独自検査の期日及び集合時刻

ア 学校独自検査の期日は、令和9(2027)年2月25日(木)及び同月26日(金)とする。ただし、学校独自検査の実施日が一日である高等学校においては、2月25日(木)とする。

イ 2月25日(木)及び同月26日(金)の集合時刻は、受検票等において示す。

ウ 検査場は、出願先高等学校とする。

## (10) 本検査(特色選抜)における入学者の選抜

### ア 入学者選抜実施委員会の設置

高等学校は、校長を委員長とする入学者選抜実施委員会を設置するものとする。

### イ 入学者の選抜

(ア) 入学者の選抜は、「栃木県立高等学校入学者選抜の方針」(資料1(●頁))にのっとり、公正に行うものとする。

(イ) 各高等学校は、入学志願資格を満たす者のうち、一般選抜における学力検査、学校独自検査の結果、調査書及びその他必要な書類等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。入学者の選抜においては、第1次選抜で特色選抜受検者を対象とする。

なお、調査書の評定、学力検査及び学校独自検査の比重の置き方については、学校・学科(系・科)ごとに定める。(別表4)(●～●頁)参照)

### ウ 選抜の手順等

第1次選抜の手順等については、学校・学科ごとに定める。

## (11) 合格者の発表

第1の6(●頁)に準ずる。

## (12) 学力検査得点等の開示

第1の7(●頁)に準ずる。

なお、学力検査得点と併せて、学校独自検査の得点についても開示する。

## 9 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜

### (1) 併設型高等学校において選抜を実施する学校・学科

宇都宮東高等学校 普通科

佐野高等学校 普通科

矢板東高等学校 普通科

### (2) 併設型高等学校に係る附属中学校に在籍する生徒の当該高等学校への入学における特例

併設型高等学校に係る附属中学校に在籍し、令和9(2027)年3月に卒業する見込みの者は、当該附属中学校長が定める期日までに、入学意思確認書を同校長に提出するものとする。

この場合において、当該附属中学校に係る併設型高等学校に入学を希望する旨の入学意思確認書を提出した者については、入学者の選抜は行わず、内部進学による入学内定者とするものとする。

ただし、当該附属中学校に係る併設型高等学校に入学を希望しない旨の入学意思確認書を提出した者については、内部進学をする資格を失うものとする。

## 10 追検査

### (1) 対象

本検査(一般選抜及び特色選抜)に出願した者のうち、各種感染症や月経随伴症状に伴う重篤な症状を呈する者など、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に別室での受検ができなかった者で、且つ、追検査の受検を希望する者。

### (2) 申請手続

ア 志願者が、上記(1)の事由により本検査を受検できないことが判明した場合、本検査当日の午後4時までに中学校長を通じて県教育委員会事務局に連絡する。

連絡先 県教育委員会事務局 高校教育課指導担当 028-623-3382

イ 志願者が、追検査を希望する場合は、中学校長を経由して令和9(2027)年3月1日(月)午後4時までに、本検査の出願先高等学校長まで「追検査申請書」(様式12(●頁))に医師の診断書等を添えて申請する。

また、志願者が追検査を希望しない場合は、中学校長を経由して令和9(2027)年3月1日(月)午後4時までに「受検辞退届」(様式8(●頁))を志願先高等学校長に提出する。

なお、受検できるのは、本検査当日に受検を予定していた学校・学科(系・科・コース)とする。

### (3) 選抜の方法

本検査に準ずる。

なお、学力検査は、本検査と同程度の問題を用いて実施する。

### (4) 入学者の選抜

本検査に準ずる。

なお、当該高等学校の募集定員に含め、本検査と併せて合格者を発表する。

### (5) 追検査における学力検査得点の開示

第1の7(●頁)及び第1の8の(12)(●頁)に準ずる。

## 11 再募集

本検査及び追検査において、合格者数が定員を満たしていない高等学校において再募集を実施する。

### (1) 入学志願資格

第1の1に該当する者のうち、次のア、イの二つの要件を満たす者とする。

ア 県内公立高等学校入学者選抜で合格していない者

イ 国立(高等専門学校を含む)、私立高等学校への入学手続をしていない者

なお、県外からの入学志願者の取扱いについては、第1の1の(4)(●頁)に準ずる。

### (2) 出願

入学志願者は、1校1学科(系・科・コース)に限り出願するものとする。

### (3) 入学志願者の出願手続

ア 出願に要する書類は、次の3種類とする。

(ア) 入学願書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の志願者用フォーム)

(イ) 調査書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の中学校用フォーム)

(ウ) その他必要な書類

原則、栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の志願者用又は中学校用フォーム)

イ 志願者は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和9(2027)年3月12日(金)午前10時から同月15日(月)正午までに志願先高等学校のホームページからインターネット出願申請フォームにアクセスし、出願に係る次の(ア)、(イ)、(ウ)を登録し、出願手続を行う。

なお、本検査において栃木県電子申請システムの利用登録をしている場合は、新たに利用登録を要しない。

(ア) 志願者情報等の登録を行う。なお、志願者の写真については、正面上半身脱帽で当該年度の9月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。

(イ) 第1の1の(2)(1頁)のア、イ、エに該当する者のうち、入院その他の事情により、年間30日以上登校することができなかった状況や理由等について説明しようとする者は、「自己申告書」(様式4(●頁))を提出することができる。「自己申告書」は、志願者情報等の登録の際に、電子データで提出するものとする。

なお、中学校卒業後5年以上を経過した者は、「自己申告書」の提出を要しない。

(ウ) 志願者情報等の登録後、全日制課程志願者は、入学考査料として2,200円(栃木県立学校の授業料等に関する条例(昭和24年栃木県条例第10号))を、栃木県電子申請システムを用いた電子納付により納付する。

ウ 志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、志願者情報等の登録及び入学考査料の納付後、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」(様式5(●頁))及び「中学校卒業証明書」を提出する。

なお、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人が記入し、「中学校卒業証明書」とともに、持参により、志願先高等学校長へ直接提出するものとする。提出期日は、令和9(2027)年3月12日(金)及び同月15日(月)とし、受付時間は、3月12日(金)は午前10時から午後3時30分まで、同月15日(月)は午前9時から正午までとする。

エ 志願者は、志願者情報等の登録及び入学考査料の納付とともに、中学校長に志願先高等学校への調査書等の提出を依頼する。ただし、志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、調査書の提出は要しない。

オ 志願者は、令和9(2027)年3月16日(火)午後以降、志願先高等学校からの受検票印刷準備完了の電子メールを受信後、受検票(様式9(●頁))を印刷し、検査日に持参するものとする。

#### (4) 中学校長の手続

##### ア 調査書の作成

第1の3の(4)のア(●頁)に準ずる。

##### イ 調査書等の提出

(ア) 中学校は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、志願者の志願者情報等及び入学考査料の納付を確認の上、令和9(2027)年3月12日(金)午前10時から同月15日(月)正午までに、栃木県電子申請システム(各高等学校の中学校用フォーム)により、調査書を提出する。

(イ) 中学校は、以下の書類の提出を要する場合、調査書とともに提出する。

- ① 他のいかなる公立高等学校にも併願していない旨の出身中学校長の「証明書」(様式1(●頁))
- ② 栃木県立高等学校入学志願承認申請書(様式2(●頁))
- ③ 海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書(様式海(●頁))
- ④ 入学者選抜における配慮申請書(様式配-2(●頁))

(ウ) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者については、志願者本人が志願先高等学校に必要な書類を直接提出することとし、調査書の提出は要しない。

##### ウ 県外からの出願について

第1の3の(4)のエ(●頁)に準ずる。

#### (5) 高等学校長の処理

##### ア 出願期間における処理

高等学校は、中学校卒業後5年以上を経過した志願者又は最終学校が外国の現地校の志願者等から出願に要する書類の提出があった場合、「受領書」(様式7(●頁))を交付するものとする。

##### イ 調査書提出に係る処理

高等学校は、各中学校から調査書等の提出を受け、志願者情報等と調査書等の照合を行う。なお、不備等があった場合には中学校に問い合わせるものとする。

##### ウ 受検票の交付

高等学校は志願者情報等と調査書等の照合後、全ての志願者に受検番号を付し、令和9(2027)年3月16日(火)午後以降、志願者に受検票印刷準備完了の電子メールを送信する。電子メールの送信をもって受検票(様式9(●頁))の交付とする。

#### (6) 選抜の方法

個人面接及び作文を行う。

#### (7) 検査日及び集合時刻

面接及び作文の期日は、令和9(2027)年3月17日(水)とし、集合時刻は、午前8時40分とする。検査場は、出願先高等学校とする。

#### (8) 入学者の選抜

ア 入学者の選抜は、「栃木県立高等学校入学者選抜の方針」(資料1(●頁))にのっとり、公正に行うものとする。

イ 調査書、面接及び作文の結果等を資料とし、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。また、「自己申告書」、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

#### (9) 合格者の発表

令和9(2027)年3月18日(木)午後1時以降、合格者受検番号一覧を栃木県教育委員会のホームページに掲載する。掲載期間は3月19日(金)午後1時までとする。

#### (10) 合格者通知書の交付

各高等学校において、合格者に対し「合格通知書」(様式10(●頁))を交付する。その際、合格者は「受検票」を提示する。日時は、令和9(2027)年3月19日(金)午後1時とする。

## 12 海外帰国者・外国人等の入学者選抜における特別の措置について

### (1) 海外帰国者の特別の措置について

#### ア 対象となる選抜

全日制課程の全ての学校・学科(系・科・コース)の一般選抜(本検査、追検査)を対象とする。

なお、全日制課程の特色選抜を志願する場合には、一般選抜における特別の措置を踏まえた検査結果を選抜の資料とする。

#### イ 入学志願資格

(ア) 保護者等の海外転勤等に伴い海外から帰国した者で、原則として、帰国後2年以内、且つ、外国における在住期間が継続して2年以上の者とする。

※ 外国における在住期間が長期の場合、帰国後3年以内とする。

(イ) 帰国後の期間を考える際の基準日は、当該年度の2月1日現在とする。

#### ウ 募集定員

定員は特に定めず、別に公示する当該学科(系・科)の募集定員に含める。

#### エ 申請手続

(ア) 特別の措置を希望する入学志願者の在籍する中学校長等は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和8(2026)年9月14日(月)午前9時から10月13日(火)午後3時30分までに栃木県電子申請システムの申請フォーム(県教育委員会事務局の中学校用フォーム)にアクセスし、特別の措置に係る申請事項を登録し、「海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書」(様式海(●頁))を電子データで提出する。

なお、最終学校が外国の現地校の海外帰国者の志願者については、原則、11月初旬までに高校教育課に直接連絡して協議するものとする。

連絡先 県教育委員会事務局高校教育課指導担当 028-623-3382

(イ) 県教育委員会事務局は、協議の上、11月中旬までに特別の措置の可否を中学校長等へ連絡する。特別の措置を行う場合には、志願先高等学校の確認を行う。

(ウ) 県教育委員会事務局は、特別の措置に係る内容について志願先高等学校長に連絡する。

(エ) 中学校長等は11月中旬から12月中旬までに志願先高等学校長に連絡し、特別の措置に係る内容の相互確認を行う。

なお、志願先高等学校に変更があった場合は、中学校長等は高校教育課に連絡する。

(オ) 高等学校長は、11月中旬から12月中旬までに、選抜の方法について、中学校長等に連絡するものとする。

(カ) 中学校長等は、「海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書」(様式海(●頁))を志願先高等学校長へ提出する。なお、提出手続は第1の3の(4)のウ(●頁)に準ずる。

#### オ 出願

第1の3の(1)(●頁)に準ずる。

#### カ 入学志願者の出願手続

第1の3の(2)(●頁)に準ずる。

ただし、最終学校が外国の現地校の場合は、志願者が出願に要する以下の書類を郵送(書留・親展、令和9(2027)年2月5日(金)必着)により、志願先高等学校に提出するものとする。調査書については、成績証明書又はこれに代わるものでよい。

(ア) 海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書(様式海(●頁))及び学校教育歴を証明する資料等

(イ) 成績証明書又はこれに代わるもの

(ウ) 栃木県立高等学校入学志願承認申請書(様式2(●頁))

なお、志願先高等学校へ持参により直接提出することもできるが、その際は志願先高等学校に事前連絡の上、提出するものとする。提出期間及び受付時間については、第1の3の(2)のウ(●頁)に準ずる。

キ 中学校長の手続

第1の3の(4)(●頁)に準ずる。

なお、「栃木県立高等学校入学志願承認申請書」(様式2(●頁))については、県内の中学校から出願する場合は提出を要しない。

ク 高等学校長の処理

第1の3の(5)(●頁)に準ずる。

ケ 選抜の方法

(ア) 国語、数学、外国語(英語)の一般選抜学力検査及び面接を行う。

(イ) 上記(ア)に加え、高等学校長の判断により、以下の検査を実施する場合がある。

- ・ 作文又は小論文

コ 検査日及び集合時刻

本検査、追検査の一般選抜学力検査日及び集合時刻と同一とする。

ただし、面接等は本検査、追検査それぞれの実施期間において、高等学校長の定める日時に実施する場合がある。

サ 入学者の選抜

入学者の選抜は、第1の5(●頁)に準じ、出身学校長から提出された書類、学力検査の成績、面接の結果等を資料とし、外国での学習や経験を十分考慮して総合的に行うものとする。

シ 合格者の発表

第1の6(●頁)に準ずる。

ス 学力検査得点の開示

第1の7(●頁)に準ずる。

(2) 外国人等の特別の措置について

第1の12の(1)(●～●頁)に準ずる。ただし、対象となる選抜、入学志願資格及び選抜の方法については、次のとおりとする。

ア 対象となる選抜

全日制課程の全ての学校・学科(系・科・コース)の一般選抜(本検査、追検査)を対象とする。

また、特色選抜(本検査、追検査)及び再募集においても、作文等に下記ウに示す配慮を行うものとする。

イ 入学志願資格

(ア) 外国人等(日本国籍及び二重国籍を含む)で、原則として、入国後の在留期間が通算で6年以内の者とする。

(イ) 入国後の在留期間を考える際の基準日は、当該年度の2月1日現在とする。

ウ 選抜の方法

一般選抜学力検査、学校独自検査及び作文の問題用紙及び解答用紙の漢字については、ふりがなを付す配慮(以下、「ルビ振りの配慮」という。)を行う。また、問題用紙の拡大も併せて行う。

(ア) 数学、外国語(英語)の一般選抜学力検査及び面接を行う。

※ ただし、高等学校長の判断で、数学、外国語(英語)の一般選抜学力検査に代え、数学、外国語(英語)の学校独自検査を実施する場合がある。

(イ) 上記(ア)に加え、高等学校長の判断で、以下の検査を実施する場合がある。

- ・ 作文
- ・ 国語の学校独自検査

### 13 入学者選抜における配慮が必要な受検者について

障害や病気等によって、一般の受検者と同等の条件で受検が困難な受検者に対し、高等学校長は、保健室等の他の適当な場所で受検させるなどの配慮をする。

#### ア 学力検査問題に直接関わる配慮

(ア) 学力検査問題に直接関わる配慮を希望する入学志願者の在籍する中学校長は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和8(2026)年9月14日(月)午前9時から10月13日(火)午後3時30分までに栃木県電子申請システムの申請フォーム(県教育委員会事務局の中学校用フォーム)にアクセスし、配慮に係る申請事項を登録し、「配慮受検希望調書」(様式配-1(●頁))及び「個別の教育支援計画(支援機関一覧及び個別の指導計画)」を電子データで提出する。

なお、作文において配慮を希望する場合も同様とする。

(イ) 県教育委員会事務局は、協議の上、11月中旬までに配慮の可否を中学校長へ連絡する。配慮を行う場合には、志願先高等学校の確認を行う。

(ロ) 県教育委員会事務局は、配慮事項について志願先高等学校長に連絡する。

(ハ) 中学校長は、11月中旬から12月中旬までに志願先高等学校長に連絡し、配慮事項の相互確認を行う。

なお、志願先高等学校に変更があった場合は、中学校長は高校教育課に連絡する。

連絡先 県教育委員会事務局高校教育課指導担当 028-623-3382

(ニ) 中学校長は、調査書等とともに「入学者選抜における配慮申請書」(様式配-2(●頁))を志願先高等学校長へ提出する。なお、提出手続は第1の3の(4)のウ(●頁)に準ずる。

#### イ ア以外の配慮

(ア) ア以外の配慮を希望する入学志願者の在籍する中学校長は、令和8(2026)年11月中旬から12月中旬までに志願先高等学校長に連絡して協議する。

(イ) 中学校長は、調査書等とともに「入学者選抜における配慮申請書」(様式配-2(●頁))を志願先高等学校長へ提出する。なお、提出手続は第1の3の(4)のウ(●頁)に準ずる。

(ロ) 高等学校長は、中学校長から提出を受けた「入学者選抜における配慮申請書」の写しを県教育委員会事務局高校教育課に提出する。

## 第2 定時制課程について

令和9(2027)年度栃木県立高等学校(定時制課程)入学者の選抜は、本実施細則第1の1、3から7まで及び10から13に準ずるものとするが、次の各項に定めるものに相当する部分については、当該規定にかかわらず、次の各項に定めるところによる。

### 1 募集

第1の1(●頁)に準ずる。

### 2 入学者選抜の種類及び期日

入学者選抜の種類及び期日は、次のとおりとする。

選抜の種類	事項	期日 *注3	
定時制課程 (一般選抜及びフレックス 特別選抜)	出願期間	令和9年1月29日(金)~2月8日(月)	
	出願変更期間	令和9年2月10日(水)、12日(金)	
	受検票交付期間	令和9年2月19日(金)~23日(火)	
	本 検 査	【学力検査】 (一般選拔出願者)	令和9年2月24日(水)
		【面接】 (一般選拔出願者)	令和9年2月25日(木)、26日(金) *注4
		【面接及び作文】 (フレックス特別選拔出願者)	令和9年2月24日(水)~26日(金) *注5
	追 検 査	【申請手続】	令和9年3月1日(月)
		【学力検査】 (一般選拔出願者)	令和9年3月8日(月)
		【面接】 (一般選拔出願者)	令和9年3月9日(火) *注4
		【面接及び作文】 (フレックス特別選拔出願者)	令和9年3月8日(月)、9日(火) *注5
	合格者発表	令和9年3月12日(金)	
定時制課程(再募集)	再募集出願期間	令和9年3月12日(金)~15日(月)	
	面接及び作文	令和9年3月17日(水)	
	再募集合格者発表	令和9年3月18日(木)	

\*注3 海外帰国者・外国人等の入学者選抜における特別の措置の申請期間については●頁、受検の際に配慮が必要な受検者についての申請期間については●頁を参照。

\*注4 定時制課程の一般選抜については、学力検査と面接を一日で行う場合もある。

\*注5 定時制課程のフレックス特別選抜の日程は、当該高等学校長が本検査実施期間内において別に定める。

### 3 本検査(一般選抜)における出願手続

各高等学校において、次に定めるところにより、一般選抜を実施する。

#### (1) 出願

入学志願者は、次のア、イの場合を除き、1校1学科(部)に限り出願するものとする。

なお、全日制課程の一般選抜及び特色選抜、通信制課程の選抜(2月実施)との併願はできない。

ア 宇都宮清陵高等学校については、普通科の午前部、午後部の2つの中から、第2志望まで出願することができる。

イ 学悠館高等学校については、普通科のⅠ部(午前の部)、Ⅱ部(午後の部)、Ⅲ部(夜間の部)の3つの中から、第3志望まで出願することができる。

#### (2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に要する書類は、次の3種類とする。

##### (ア) 入学願書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の志願者用フォーム)

##### (イ) 調査書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の中学校用フォーム)

##### (ウ) その他必要な書類

原則、栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の志願者用又は中学校用フォーム)

イ 志願者は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和9(2027)年1月29日(金)午前9時から2月8日(月)午前10時までに志願先高等学校のホームページからインターネット出願申請フォームにアクセスし、出願に係る次の(ア)、(イ)、(ウ)を登録し、出願手続を行う。

(ア) 志願者情報等の登録を行う。なお、志願者の写真については、正面上半身脱帽で当該年度の9月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。

(イ) 第1の1の(2)(1頁)のア、イ、エに該当する者のうち、入院その他の事情により、年間30日以上登校することができなかつた状況や理由等について説明しようとする者は、「自己申告書」(様式4(●頁))を提出することができる。「自己申告書」は、志願者情報等の登録の際に電子データで提出するものとする。

なお、中学校卒業後5年以上を経過した者は、「自己申告書」の提出を要しない。

(ウ) 志願者情報等の登録後、定時制課程志願者は、入学考査料として950円(栃木県立学校の授業料等に関する条例(昭和24年栃木県条例第10号))を、栃木県電子申請システムを用いた電子納付により納付する。

ウ 志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、志願者情報等の登録及び入学考査料の納付を行い、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」(様式5(●頁))及び「中学校卒業証明書」を志願先高等学校長へ提出する。「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人が記入し、「中学校卒業証明書」とともに、郵送(書留・親展、令和9(2027)年2月5日(金)必着)により、志願先高等学校長へ提出する。

なお、志願先高等学校へ持参により直接提出することもできるが、その際は、志願先高等学校に事前連絡の上、提出するものとする。提出期間は、上記イで示した期間(ただし、土、日、祝日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後3時30分まで(最終日は午前10時まで)とする。

エ 志願者は、志願者情報等の登録及び入学考査料の納付とともに、中学校長に志願先高等学校への調査書等の提出を依頼する。ただし、志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、調査書の提出は要しない。

オ 志願者は、令和9(2027)年2月19日(金)午後以降、志願先高等学校からの受検票印刷準備完了の電子メールを受信後、受検票(様式9(●頁))を印刷し、検査日に持参するものとする。

### (3) 出願変更

ア 志願者情報等の登録及び入学考査料の納付後において、出願先高等学校又は志望の学科(部)を変更しようとする者(以下「出願変更希望者」という。)は、1回に限り出願を変更することができる。出願変更は、同一校の第2志望又は第3志望のみの変更も認める。ただし、課程をこえた出願変更は認めない。

イ 出願変更の手続については、第1の3の(3)のウ、エ、オ(●頁)に準ずる。

### (4) 中学校長の手続

第1の3の(4)(●頁)に準ずる。

### (5) 高等学校長の処理

第1の3の(5)(●頁)に準ずる。

なお、「作文による受検許可願」(様式6(●頁))の提出があった場合、令和9(2027)年2月19日(金)午後以降、電子メールにてその可否について通知するものとする。

### (6) 保護者の転勤等に伴う特別出願

第1の3の(6)(●頁)に準ずる。

### (7) 受検辞退

第1の3の(7)(●頁)に準ずる。

## 4 選抜の方法

### (1) 学力検査問題

ア 第1の4の(1)(●頁)に準じ、全日制課程の学力検査と同一問題で、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

ただし、高等学校長の判断により、学力検査を国語、数学及び外国語(英語)の3教科にすることができる。

また、出願者が満20歳以上の者(平成19(2007)年4月1日以前に生まれた者)については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができる。

イ 作文による受検を希望する志願者は、「作文による受検許可願」(様式6(●頁))を提出し、志願先高等学校長の許可を得る。

なお、提出手続については、第2の3の(2)のウ(●頁)に準ずる。

### (2) 学力検査の実施

第1の4の(2)(●頁)に準ずる。

### (3) 学力検査受検者の心得

第1の4の(3)(●頁)に準ずる。

### (4) 面接

ア 学力検査に加えて、個人面接を行う。

イ 面接の期日は、令和9(2027)年2月25日(木)及び同月26日(金)とする。ただし、学力検査と面接を一日で行う場合もある。

2月25日(木)及び同月26日(金)の集合時刻は、受検票等において示す。

ウ 検査場は、出願先高等学校とする。

なお、鹿沼華陵高等学校に出願した者は、全日制志願者とともに鹿沼華陵高等学校(鹿沼市花岡町180-10)において実施する。

## 5 本検査(一般選抜)における入学者の選抜

### (1) 入学者選抜実施委員会の設置

高等学校は、校長を委員長とする入学者選抜実施委員会を設置するものとする。

### (2) 入学者の選抜

ア 入学者の選抜は、「栃木県立高等学校入学者選抜の方針」(資料I(●頁))にのっとり、公正に行うものとする。

イ 調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。また、「自己申告書」、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

なお、調査書の評定、学力検査、面接の比重の置き方については、学校・学科ごとに定める。(別表5)(●頁)参照)

ウ 学力検査は、各教科100点満点(5教科実施の場合は合計500点満点、3教科実施の場合は合計300点満点)とする。調査書は、各学年における「各教科の学習の記録」(選択教科を除く)の評定を点数化し、それ以外については点数化しない。

### (3) 選抜の手順等

#### ア 第1次審議

受検者のうち(ただし、フレックス特別選抜を実施する学校においては、第1次選抜(フレックス特別選抜)で合格した受検者を除く。)、学力点、面接点、調査書点の合計点の順位が、上位から定員の80%以内にある者(ただし、受検者が定員に満たない場合は、受検者の80%以内にある者)を選び、合格させる。

#### イ 第2次審議

第1次審議で合格した者(ただし、フレックス特別選抜を実施する学校においては、第1次選抜(フレックス特別選抜)及び第2次選抜(一般選抜)の第1次審議で合格した者)を除いた受検者を対象とし、学力点、面接点、調査書点、調査書の点数化されない部分を総合的に十分勘案して合格者を決定する。

## 6 合格者の発表

第1の6(●頁)に準ずる。

## 7 学力検査得点等の開示

第1の7(●頁)に準ずる。

なお、学力検査得点と併せて、面接の得点についても開示する。

## 8 フレックス特別選抜

フレックス・ハイスクールにおいて、次に定めるところにより、一般選抜に加え、フレックス特別選抜を実施する。

### (1) フレックス特別選抜を実施する学校

昼夜間開講の定時制・通信制課程を置く単位制による県立高等学校(フレックス・ハイスクール)の定時制課程において実施するものとする。

実施校:宇都宮清陵高等学校定時制課程(通信制課程は令和11(2029)年度から募集を開始する)

学悠館高等学校定時制課程

### (2) 入学志願資格

第1の1の(2)(1頁)に定める資格を有する者で、フレックス・ハイスクールの特色を理解し、積極的に学ぶ意欲のある者とする。

### (3) 募集定員に占める割合

ア 別に公示する学校・学科(部)の募集定員の50%を上限とし、学校・学科ごとに定める。

イ フレックス特別選抜の定員の割合及び選抜の方法等については、(別表5)(●頁)のとおりである。

### (4) 出願

志願するフレックス・ハイスクールに設置された複数の部を志願することができる。

ただし、一般選抜とフレックス特別選抜を併せて出願する場合には、同一校・同一学科とし、且つ、複数の部を志願する場合は、志望する部の順は同一とする。いずれか一方の選抜のみ複数の部を志願することも、一方の選抜が第2志望まで、もう一方の選抜が第3志望までの部を志願することも認める。

なお、フレックス特別選抜のみ出願することができる。

### (5) 入学志願者の出願手続

ア 出願に要する書類は、次のとおりとする。「自己表現シート」は中学校を經由して、志願先高等学校に提出する。

#### (ア) 入学願書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の志願者用フォーム)

#### (イ) 調査書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の中学校用フォーム)

#### (ウ) 自己表現シート

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の中学校用フォーム)

ただし、定時制課程の一般選抜を併せて志願する者は、(ア)、(イ)については、一般選抜の出願に要する書類をもってこれに代え、「自己表現シート」(様式11(●頁))のみ提出する。

イ 志願者の出願手続は、第2の3の(2)(●頁)に準ずる。

ウ 中学校卒業後5年以上を経過した志願者については、次のとおりとする。

(ア) 志願者は、「中学校卒業証明書」とともに「自己表現シート」を郵送(書留・親展、令和9(2027)年2月5日(金)必着)により、志願先高等学校長へ提出する。その際、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」(様式5(●頁))の提出は要しない。なお、志願先高等学校へ持参により直接提出することもできるが、その際は、志願先高等学校に事前連絡の上、提出するものとする。提出期間は、令和9(2027)年1月29日(金)から2月8日(月)まで(ただし、土、日、祝日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後3時30分まで(最終日は午前10時まで)とする。

(イ) 「自己表現シート」に実績等を記入する場合、実績等を証明する添付書類を併せて提出するものとする。

## (6) 出願変更

志願者情報等の登録及び入学考査料の納付後において、出願先の高等学校、学科(部)を変更することはできない。一般選抜の志願先を変更する場合には、フレックス特別選抜の出願は取り下げることになる。

## (7) 中学校長の手続

### ア 調査書の作成

第1の3の(4)のア(●頁)に準ずる。

### イ 「自己表現シート」の確認

中学校は、「自己表現シート」の校内外の活動の実績について、事実と相違ないことを確認する。ただし、中学校卒業後5年以上を経過した志願者の「自己表現シート」の確認は要しない。

### ウ 調査書等及び「自己表現シート」の提出

中学校は、調査書等に加え、「自己表現シート」を各志願先高等学校に提出する。なお、提出手続は第1の3の(4)のウ(●頁)に準ずる。

### エ 県外からの出願について

第1の3の(4)のエ(●頁)に準ずる。

## (8) 高等学校長の処理

第1の3の(5)(●頁)に準ずる。

## (9) 保護者の転勤等に伴う特別出願

第1の3の(6)(●頁)に準ずる。

## (10) 選抜の方法

### ア 学力検査は行わず、面接及び作文をもってこれに代える。

なお、定時制課程の一般選抜を併せて志願する者の面接については、フレックス特別選抜における面接をもってこれに代える。

#### (ア) 面接

個人面接を行う。

#### (イ) 作文

当該高等学校長が別に定める。

### イ 検査期日は、当該高等学校長が本検査実施期間内(令和9(2027)年2月24日(水)から同月26日(金))において別に定め、集合時刻と併せて受検票等において示す。

## (11) 本検査(フレックス特別選抜)における入学者の選抜

### ア 入学者選抜実施委員会の設置

高等学校は、校長を委員長とする入学者選抜実施委員会を設置するものとする。

### イ 入学者の選抜

(ア) 入学者の選抜は、「栃木県立高等学校入学者選抜の方針」(資料1(●頁))にのっとり、公正に行うものとする。

(イ) 調査書、自己表現シート、面接及び作文の結果等を資料とし、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。入学者の選抜においては、原則、第1次選抜でフレックス特別選抜受検者を対象とする。

なお、調査書の評定、面接及び作文の比重の置き方については、学校・学科ごとに定める。(別表5)(●頁)参照)

### ウ 選抜の手順等

第1次選抜の手順等については、学校・学科ごとに定める。

## (12) 合格者の発表

第1の6(●頁)に準ずる。

## (13) 開示

第1の7(●頁)に準ずる。作文及び面接の得点について開示する。

## 9 追検査

第1の10(●頁)に準ずる。ただし、対象については、本検査(一般選抜及びフレックス特別選抜)に出願した者のうち、各種感染症や月経随伴症状に伴う重篤な症状を呈する者など、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に別室での受検ができなかった者で、且つ、追検査の受検を希望する者とする。

## 10 再募集

第1の11(●頁)に準ずる。ただし、入学志願者は、1校1学科(部)に限り出願するものとする。また、定時制課程志願者は、入学考査料として950円(栃木県立学校の授業料等に関する条例(昭和24年栃木県条例第10号))を、栃木県電子申請システムを用いた電子納付により納付するものとする。

## 11 海外帰国者・外国人等の入学者選抜における特別の措置について

### (1) 海外帰国者の特別の措置について

第1の12の(1)(●～●頁)に準ずる。ただし、対象となる選抜及び選抜の方法については、次のとおりとする。

#### ア 対象となる選抜

定時制課程の全ての学校・学科(部)の一般選抜(本検査、追検査)を対象とする。

#### イ 選抜の方法

(ア) 面接を行う。

(イ) 上記(ア)に加え、高等学校長の判断により、以下の検査を実施することができる。

- ・ 作文又は小論文
- ・ 国語、数学、外国語(英語)の一般選抜学力検査

※ 高等学校長が必要に応じて実施する教科を定める。

### (2) 外国人等の特別の措置について

第1の12の(2)(●頁)に準ずる。ただし、対象となる選抜及び選抜の方法については、次のとおりとする。

#### ア 対象となる選抜

定時制課程の全ての学校・学科(部)の一般選抜(本検査、追検査)を対象とする。

また、フレックス特別選抜(本検査、追検査)及び再募集においても、作文に下記イに示す配慮を行うものとする。

#### イ 選抜の方法

一般選抜学力検査、学校独自検査及び作文の問題用紙及び解答用紙の漢字については、ルビ振りの配慮を行う。また、問題用紙の拡大も併せて行う。

(ア) 面接を行う。

(イ) 上記(ア)に加え、高等学校長の判断により、以下の検査を実施することができる。

- ・ 作文
- ・ 国語の学校独自検査
- ・ 数学、外国語(英語)の一般選抜学力検査、又は、数学、外国語(英語)の学校独自検査

※ 高等学校長が必要に応じて実施する教科を選択する。

## 12 入学者選抜における配慮が必要な受検者について

第1の13(●頁)に準ずる。

### 第3 通信制課程について

令和9(2027)年度栃木県立高等学校(通信制課程)入学者の選抜は、この実施細則の定めるとおりとする。

#### 1 実施校

宇都宮高等学校  
学悠館高等学校

#### 2 入学志願資格

入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者(特別の事由のある者については、この限りでない。)のうち、第1の1の(2)(1頁)のいずれかに該当する者とする。

#### 3 入学者選抜の種類及び期日

入学者選抜の種類及び期日は、次のとおりとする。

選抜の種類	事項	期日 *注6
通信制課程(2月実施)	出願期間	令和9年1月26日(火)~2月2日(火)
	受検票交付期間	令和9年2月4日(木)~2月5日(金)
	面接	令和9年2月6日(土)、7日(日) *注7
	合格者発表	令和9年2月8日(月)
通信制課程(3月実施)	出願期間	令和9年3月12日(金)~19日(金)
	受検票交付期間	令和9年3月23日(火)~24日(水)
	面接	令和9年3月25日(木)、26日(金) *注8
	合格者発表	令和9年3月29日(月)

\*注6 受検の際に配慮が必要な受検者についての申請期間については●頁を参照。

\*注7 面接を一日で行う学校は、2月6日(土)に実施する。

\*注8 面接を一日で行う学校は、3月25日(木)に実施する。

#### 4 2月実施

##### (1) 出願

入学志願者は、1校1学科(科)に限り出願するものとする。

##### (2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に要する書類は、次の3種類とする。

###### (ア) 入学願書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の志願者用フォーム)

###### (イ) 調査書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の中学校用フォーム)

###### (ウ) 科目合格証明書(該当者のみ)

原則、郵送により提出する。

イ 志願者は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和9(2027)年1月26日(火)午前9時から2月2日(火)午前10時までに志願先高等学校のホームページからインターネット出願申請フォームにアクセスし、志願者情報等の登録を行う。なお、志願者の写真については、正面上半身脱帽で当該年度の9月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。

ウ 志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、志願者情報等の登録を行い、「中学校卒業証明書」を郵送（書留・親展、令和9（2027）年2月1日（月）必着）により、志願先高等学校長へ提出する。

なお、志願先高等学校へ持参により直接提出することもできるが、その際は志願先高等学校に事前連絡の上、提出するものとする。提出期間は、令和9（2027）年1月26日（火）から2月2日（火）（ただし、土、日、祝日を除く。）とし、受付時間は、午前9時から午後3時30分まで（最終日は午前10時まで）とする。

エ 志願者のうち、高等学校卒業程度認定試験（旧大検）合格科目を持っている者は、「科目合格証明書」を志願先高等学校長へ提出する。提出手続については、上記ウに準ずる。

オ 志願者は、志願者情報等の登録とともに、中学校長に志願先高等学校への調査書等の提出を依頼する。ただし、志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、調査書の提出は要しない。

カ 志願者は、令和9（2027）年2月4日（木）午後以降、志願先高等学校からの受検票印刷準備完了の電子メールを受信後、受検票（様式9（●頁））を印刷し、検査日に持参するものとする。

### (3) 中学校長の手続

#### ア 調査書の作成

中学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置するものとする。

また、調査書の作成については、別記「調査書作成の要領」（●頁）に従うものとする。

#### イ 調査書等の提出

(ア) 中学校は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、全ての志願者の志願者情報等を確認の上、令和9（2027）年1月26日（火）午前9時から2月2日（火）午前10時までに、栃木県電子申請システム（各高等学校の中学校用フォーム）により、調査書を提出する。

(イ) 中学校は、「入学者選抜における配慮申請書」（様式配-2（●頁））の提出を要する場合、調査書とともに提出する。

(ウ) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者については、志願者本人が志願先高等学校に「中学校卒業証明書」を直接提出することとし、調査書の提出は要しない。

### (4) 高等学校長の処理

#### ア 出願期間における処理

高等学校は、中学校卒業後5年以上を経過した志願者等から、持参により出願に要する書類の提出があった場合、「受領書」（様式7（●頁））を交付するものとする。

#### イ 出願期間終了後における処理

高等学校は、各中学校から調査書等の提出を受け、志願者情報等と調査書等の照合を行う。なお、不備等があった場合には中学校に問い合わせるものとする。

#### ウ 受検票の交付

高等学校は、志願者情報等と調査書等の照合後、全ての志願者に受検番号を付し、令和9（2027）年2月4日（木）午後以降、志願者に受検票印刷準備完了の電子メールを送信する。電子メールの送信をもって受検票（様式9（●頁））の交付とする。

## (5) 選抜の方法

学力検査を行わず、面接をもってこれに代える。面接は、個人面接を行う。

## (6) 面接

ア 面接の期日は、令和9(2027)年2月6日(土)又は同月7日(日)とする。面接を一日で行う学校は、2月6日(土)に実施する。検査日及び受付時間は、受検票等において示す。面接順は、検査日に示す。

イ 検査場は、出願先高等学校とする。

ウ 検査当日の必携品は、次のとおりとする。なお、学悠館高等学校については、上ばきは持参しなくてよい。

受検票、筆記用具、上ばき

エ バスや電車等の公共機関を利用すること。自家用車(バイク含む)の乗り入れは禁止する。

## (7) 入学者の選抜

ア 入学者の選抜は、「栃木県立高等学校入学者選抜の方針」(資料1(●頁))にのっとり、公正に行うものとする。

イ 調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

## (8) 合格者の発表

令和9(2027)年2月8日(月)、午後1時以降、合格者受検番号一覧を栃木県教育委員会のホームページに掲載する。掲載期間は2月10日(水)午後1時までとする。

また、2月8日(月)、合格者に対し「合格通知書」(様式10(●頁))を郵送する。

## 5 3月実施

### (1) 出願

入学志願者は、1校1学科(科)に限り出願するものとする。

### (2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に要する書類は、次の3種類とする。

(ア) 入学願書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の志願者用フォーム)

(イ) 調査書

栃木県電子申請システムにより提出する。(各高等学校の中学校用フォーム)

(ウ) 科目合格証明書(該当者のみ)

原則、郵送により提出する。

イ 志願者は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和9(2027)年3月12日(金)午前9時から同月19日(金)午前10時までに志願先高等学校のホームページからインターネット出願申請フォームにアクセスし、志願者情報等の登録を行う。なお、志願者の写真については、正面上半身脱帽で当該年度の9月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。

ウ 志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、志願者情報等の登録を行い、「中学校卒業証明書」を、郵送(書留・親展、令和9(2027)年3月18日(木)必着)により、志願先高等学校長へ提出する。

なお、志願先高等学校へ持参により直接提出することもできるが、その際は志願先高等学校に事前連絡の上、提出するものとする。提出期間は、令和9(2027)年3月12日(金)から同月19日(金)(ただし、土、日、祝日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後3時30分まで(最終日は午前10時まで)とする。

- エ 志願者のうち、高等学校卒業程度認定試験(旧大検)合格科目を持っている者は、「科目合格証明書」を志願先高等学校長へ提出する。提出については、上記ウに準ずる。
- オ 志願者は、志願者情報等の登録とともに、中学校長に志願先高等学校への調査書等の提出を依頼する。ただし、志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、調査書の提出は要しない。
- カ 志願者は、令和9(2027)年3月23日(火)午後以降、志願先高等学校からの受検票印刷準備完了の電子メールを受信後、受検票(様式9(●頁))を印刷し、検査日に持参するものとする。

### (3) 中学校長の手続

#### ア 調査書の作成

第3の4の(3)のア(●頁)に準ずる。

#### イ 調査書等の提出

(ア) 中学校は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、全ての志願者の志願者情報等を確認の上、令和9(2027)年3月12日(金)午前9時から同月19日(金)午前10時までに、栃木県電子申請システム(各高等学校の中学校用フォーム)により、調査書を提出する。

(イ) 中学校は、「入学者選抜における配慮申請書(様式配-2(●頁))」の提出を要する場合、調査書とともに提出する。

(ウ) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者については、志願者本人が志願先高等学校に「中学校卒業証明書」を直接提出することとし、調査書の提出は要しない。

### (4) 高等学校長の処理

第3の4の(4)(●頁)に準ずる。ただし、受検票の交付については、次のとおりとする。

高等学校は、志願者情報等と調査書等の照合後、全ての志願者に受検番号を付し、令和9(2027)年3月23日(火)午後以降、志願者に受検票印刷準備完了の電子メールを送信する。電子メールの送信をもって受検票(様式9(●頁))の交付とする。

### (5) 選抜の方法

第3の4の(5)(●頁)に準ずる。

### (6) 面接

第3の4の(6)(●頁)に準ずる。

ただし、面接の期日は、令和9(2027)年3月25日(木)又は同月26日(金)とする。面接を一日で行う学校は、3月25日(木)に実施する。検査日及び受付時間は、受検票等において示す。面接順は、検査日に示す。

### (7) 入学者の選抜

第3の4の(7)(●頁)に準ずる。

### (8) 合格者の発表

令和9(2027)年3月29日(月)、午後1時以降、合格者受検番号一覧を栃木県教育委員会のホームページに掲載する。掲載期間は3月31日(水)午後1時までとする。

また、3月29日(月)、合格者に対し「合格通知書」(様式10(●頁))を郵送する。

## 6 入学者選抜における配慮が必要な受検者について

第1の13のイ(●頁)に準ずる。

## 別記 調査書作成の要領

- 1 中学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置するものとする。
- 2 中学校は、出願先高等学校ごとに志願する生徒の「調査書一覧」を作成し、栃木県電子申請システム（申請フォーム）から、CSV形式により提出するものとする。

なお、調査書の内容項目および電子データ提出時の順番（列A～BJ）は以下のとおりとする。

A	中学校名	V	理科2年評定	AQ	行動の記録健康・体力の向上
B	出願学校	W	理科3年評定	AR	行動の記録自主・自律
C	第1志望学科	X	音楽1年評定	AS	行動の記録責任感
D	第2志望学科	Y	音楽2年評定	AT	行動の記録創意工夫
E	第3志望学科	Z	音楽3年評定	AU	行動の記録思いやり・協力
F	受検者氏名	AA	美術1年評定	AV	行動の記録生命尊重・自然愛護
G	（氏名の）ふりがな	AB	美術2年評定	AW	行動の記録勤労・奉仕
H	生年月日	AC	美術3年評定	AX	行動の記録公正・公平
I	性別	AD	保健体育1年評定	AY	行動の記録公共心・公德心
J	卒業・卒業見込み	AE	保健体育2年評定	AZ	特別活動の記録学級活動1年
K	転・編入年月日	AF	保健体育3年評定	BA	特別活動の記録学級活動2年
L	国語1年評定	AG	技術・家庭1年評定	BB	特別活動の記録学級活動3年
M	国語2年評定	AH	技術・家庭2年評定	BC	特別活動の記録生徒会活動1年
N	国語3年評定	AI	技術・家庭3年評定	BD	特別活動の記録生徒会活動2年
O	社会1年評定	AJ	外国語1年評定	BE	特別活動の記録生徒会活動3年
P	社会2年評定	AK	外国語2年評定	BF	特別活動の記録学校行事1年
Q	社会3年評定	AL	外国語3年評定	BG	特別活動の記録学校行事2年
R	数学1年評定	AM	総合的な学習の時間の記録1年	BH	特別活動の記録学校行事3年
S	数学2年評定	AN	総合的な学習の時間の記録2年	BI	特別活動の記録特記事項
T	数学3年評定	AO	総合的な学習の時間の記録3年	BJ	その他参考となる諸事項等の記録
U	理科1年評定	AP	行動の記録基本的な生活習慣		

- 3 「中学校名」は、正式名称を記入する。
- 4 「出願学校」は、正式名称を記入する。
- 5 「第1志望学科」は、第1志望の学科（系・科・コース）を記入する。  
ただし、鹿沼華陵高等学校の機械・土木科については科及びコースを、宇都宮清陵高等学校、学悠館高等学校については、部を記入する。
- 6 「第2志望学科」及び「第3志望学科」の記入は5に準ずる。  
なお、志望のない場合及び第2、第3志望を認めていない場合には、半角ハイフン（-）を記入する。

- 7 「受検者氏名」は、生徒指導要録の記載どおりに記入する。
- 8 「(氏名の)ふりがな」は、全角ひらがなで記入し、姓と名の間に半角スペースを挿入する。
- 9 「生年月日」は、生徒指導要録の記載どおりに記入する。  
 なお、元号表記、西暦表記のいずれの記入でも差し支えない。
- 10 「性別」は、「男」又は「女」と記入する。
- 11 「卒業・卒業見込み」は、卒業又は卒業見込みの年月日を生徒指導要録の記載どおりに記入する。  
 なお、元号表記、西暦表記のいずれの記入でも差し支えない。
- 12 「転・編入年月日」の記入に当たっては、次のとおりとする。
- (1) 生徒の転入学、編入学があった場合は、その年月日を生徒指導要録の記載どおりに記入する。  
 なお、元号表記、西暦表記のいずれの記入でも差し支えない。
  - (2) 転入学、編入学のない場合には、半角ハイフン(-)を記入する。
- 13 「各教科の学習の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。
- (1) 第1、第2学年の評定は、生徒指導要録の記載どおりに5段階法で記入する。
  - (2) 第3学年の評定は、生徒指導要録の評定方法に従い、年間を見通して5段階法で記入する。
  - (3) 評定は、半角数字で記入する。
  - (4) 選択教科を実施した中学校においては、「その他参考となる諸事項等の記録」の欄に、冒頭に「・」を付け教科名、評定を記入する。評定は第1学年、第2学年、第3学年の順で記入する。  
 (記入例) ・英会話 (4・4・5)
- 14 「総合的な学習の時間の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。
- (1) 生徒指導要録の評価方法に従い、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などに、その特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記入する。
  - (2) 文字数は、250字を上限とする。
- 15 「行動の記録」の各項目の記入に当たっては、次のとおりとする。
- (1) 第3学年について、生徒指導要録の評価方法に従い、年間を見通して記入する。
  - (2) 各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。その他の場合には空欄とせず、半角ハイフン(-)を記入する。
- 16 「特別活動の記録」の「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」の記入に当たっては、次のとおりとする。
- (1) 生徒指導要録の評価方法に従い、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。その他の場合には空欄とせず、半角ハイフン(-)を記入する。
  - (2) 第1、第2学年は、生徒指導要録の記載どおりに記入する。
  - (3) 第3学年は、年間を見通して記入する。
- 17 「特別活動の記録」の「特記事項」の記入に当たっては、次のとおりとする。
- (1) 特別活動において、リーダーとして活躍している場合について記入する。
  - (2) 記入事項の冒頭に「・」を付け、名称、活動状況等、年・月の順に記載し、名称、活動状況等、年・月の間は半角スペースを挿入する。記入に当たっては10事項を上限とし、記入事項が変わるごとにセル内で改行をする。
  - (3) 記入のない場合は空欄とせず、半角ハイフン(-)を記入する。  
 (記入例) ・生徒会活動 生徒会長 R8. 4~R9. 3

なお、記入する範囲は次のとおりとする。

リーダー的活動	学級活動(委員長、副委員長)
	生徒会活動(生徒会長、副会長、書記、会計、各種委員会の委員長、副委員長)
	学校行事(実行委員長、実行副委員長)

18 「その他参考となる諸事項等の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。

(1) 次の教育課程外の学校教育活動及び学校教育以外の諸活動について記入する。なお、部活動等については、部活動の地域展開に係る地域クラブ活動を含む。

ア 部活動等において、リーダーとして活躍している場合について記入する。

イ 「学術的、芸術的、体育的活動」について、中学校在籍中に県大会・県コンクールに入賞・入選以上のものについて記入する。

ウ その他の教科学習以外の活動(特別活動を除く)における優れた点や特技等について記入する。

新体力テストについてはAのものを記入する。

エ 学校教育以外の諸活動(例えば、市町村教育委員会等主催の青少年教育活動、青少年団体活動等)における継続的な活動及び部活動の地域展開に係る地域クラブ活動、個人参加の大会等における優れた成績等について記入する。

(2) 記入事項の冒頭に「・」を付け、名称、活動状況等、年・月の順に記載し、名称、活動状況等、年・月の間は半角スペースを挿入する。記入に当たっては10事項を上限とし、記入事項が変わるごとにセル内で改行をする。

(3) 記入のない場合は空欄とせず、半角ハイフン(-)を記入する。

(記入例) ・部活動 サッカー部長 R7.8~R8.7

・全国中学校作文コンクール 文部科学大臣賞 R7.11

・関東中学校陸上競技大会 100m 2位 R8.8

なお、記入する範囲は次のとおりとする。

リーダー的活動	部活動等(部長、副部長等)
学術的活動	栃木県理科研究展覧会・発表会 日本学生科学賞栃木県展覧会 栃木県児童生徒発明工夫展覧会 全国中学校作品コンクール 全国中学校作文コンクール 読書感想文コンクール 栃木県中学校英語スピーチコンテスト 等
芸術的活動	教育祭(芸術祭) 学校音楽祭 教育書道展覧会 全国教育美術展 等
体育的活動	全国中学校各種大会、関東中学校各種大会 栃木県中学校総合体育大会 栃木県中学校新人体育大会 等

市町村教育委員会等 主催の青少年教育活動	少年教室 青少年地域活動 (ふるさと活動、仲間づくり、ボランティア活動 等) 自然体験活動 スポーツ教室 等
青少年団体活動	単位子ども会 ボーイスカウト ガールスカウト 等
その他の教育的活動 (優れた成績等)	部活動の地域展開に係る地域クラブ活動 スポーツ少年団、道場(柔道、剣道等)、スポーツクラブ(スイミング、テニス等) 音楽・美術・書道教室 英語検定(3級以上)、珠算検定(3級以上) チームとちぎジュニア選手、エクセレントジュニア 等

19 転入生等において、「調査書作成の要領」によりがたい場合は、「その他参考となる諸事項等の記録」にその旨記載し、記入不能の内容項目については半角ハイフン(-)を記入する。

20 過年度の卒業者については、次のとおりとする。

(1) 令和4(2022)年3月以降の卒業者

作成に当たっては、上記1から18に準ずる。

(2) 令和3(2021)年3月以前の卒業者(中学校卒業後5年以上を経過した志願者)

「調査書」の提出は必要ないが、全日制又は定時制課程を志願する者は「中学校卒業証明書」及び「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」を、通信制課程を志願する者は「中学校卒業証明書」を、志願者本人が志願先高等学校長に提出する。

ただし、全日制課程の特色選抜又は定時制課程のフレックス特別選抜に出願する場合は、「自己表現シート」の提出をもって、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」に代えるものとする。

証 明 書

令和 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

中学校名

校長氏名

下記の者は、令和 9 (2027) 年度の入学志願に当たっては、貴校以外のいかなる  
公立高等学校にも出願しないことを証明する。

記

志願者氏名

生 年 月 日

住 所

栃木県立高等学校入学志願承認申請書

令和 年 月 日

栃木県立

高等学校長 様

保護者氏名

住 所

志願者氏名

生 年 月 日

住 所

連絡先(電話番号)

令和

卒業見込み

平成

年 月 日

昭和

卒 業

下記の理由により貴校に入学志願させたいので、御承認くださるようお願いします。

1 転居先

2 転居予定期日

3 理由

理由を証明する書類を確認し、上記の理由に相違なく、また、令和9(2027)年度の入学志願に当たっては、貴校以外のいかなる公立高等学校にも出願しないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

(注) 1 理由はできるだけ具体的に記入する。

2 「元号」及び「卒業見込み・卒業」は該当するものを○で囲む。

3 中学校長は理由を証明する書類を確認の上、記入する。なお、理由を証明する書類の提出は要しない。

出願変更願 (取下げ)

令和 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

出願者氏名

保護者氏名

全 日 制 ・ 定 時 制		
第 1 志 望	第 2 志 望	第 3 志 望
系・科 コース 部	系・科 コース 部	系・科 コース 部

都合により、出願を変更したいので、受理願います。

このことを了知しております。

中学校名

校長氏名

職印

キ リ ト リ

出願変更願 (再出願)

令和 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

中 学 校 名

出 願 者 氏 名

保 護 者 氏 名

全 日 制 ・ 定 時 制		
第 1 志 望	第 2 志 望	第 3 志 望
系・科 コース 部	系・科 コース 部	系・科 コース 部

入学審査料納付証明

高校収受印

貴校に出願したいので、受理願います。

- (注) 1 全日制又は定時制のいずれかを○で囲む。  
 2 第2、第3志望がない場合は、第1志望だけ記入する。  
 3 記入した欄の系又は科のいずれかを○で囲む。鹿沼華陵高等学校の機械・土木科については、コースを記入し、コースを○で囲む。宇都宮清陵高等学校、学悠館高等学校については、部を記入し、部を○で囲む。  
 4 キリトリ線で切り離さず、出願先高等学校へ提出すること。



中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書

令和 年 月 日

栃木県立

高等学校長 様

現 住 所

生年月日 平成 年 月 日生(満 歳)  
昭和

志願者氏名

志願した理由

- (注) 1 この志願理由書は志願者本人が自筆又は電子データで作成してください。自筆で作成する場合、筆記具は問いませんが、PDFデータにしたときに文字が読み取れるようにしてください。
- 2 「生年月日」の元号は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 必要事項を記入した後、志願者本人が他の必要書類とともに、志願先高等学校長に郵送又は持参により直接提出してください。
- 4 勤務している場合は、勤務等の状況も記入してください。

作文による受検許可願

令和 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

志願者氏名

平成

生年月日 年 月 日生

昭和

(満 歳)

私は、令和9(2027)年3月31日現在で「満20歳以上の条件」を満たしているので、  
学力検査に代えて作文による受検を許可くださるようお願いいたします。

- (注) 1 本様式は、平成19(2007)年4月1日以前に生まれた志願者が提出することができます。
- 2 「生年月日」の元号は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 作文受検の可否については、令和9(2027)年2月19日(金)午後以降に、志願者に電子メールにて通知します。

様式7 (A4判縦型)

受 付 番 号	受 領 証		
提出のあった書類について、受領しました。		高校收受印	
栃木県立 高等学校長			
キ リ ト リ			
※ 高校保管用		令和 年 月 日	
受 付 番 号			
全・定	書 類 の 種 類	提 出	備 考
全・定	中学校卒業証明書		
	中学校卒業後5年を経過した志願者の志願理由書(様式5)		
	作文による受検許可願(様式6)		
	自己表現シート(様式10)		
	海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書(様式海)※		
	成績証明書又はこれに代わるもの※		
通	栃木県立高等学校入学志願承認申請書(様式2)※		
	中学校卒業証明書		
	科目合格証明書		
※については、海外帰国者・外国人等の入学者選抜における特別の措置を希望する者で、最終学校が外国の現地校である志願者のみ提出			

(注) 1 本様式は、次のア、イのいずれかに該当し、必要な書類を持参により直接提出した志願者に交付するものとする。

ア 中学校卒業後5年以上を経過した志願者

イ 海外帰国者・外国人等の入学者選抜における特別の措置を希望する者で、最終学校が外国の現地校である志願者

2 高等学校は、受付番号を記入し、提出書類を確認した上で提出の欄にチェック(✓)を施す。その後、收受印を施し、キリトリ線で切り離れた上で、受領書を志願者に交付する。

受 検 辞 退 届

令和 年 月 日

栃木県立 高等学校長 様

出 願 者 氏 名

保 護 者 氏 名

住 所

志 望 課 程

第1志望系・科・コース名

下記の理由により受検を辞退いたします。

(理 由)

---

上記のことを了知しております。

校長氏名

職印

令和9 (2027) 年度栃木県立高等学校入学者選抜 (一般選抜・特色選抜・海外特別措置)			
<b>受 検 票</b>			
受検番号		写真	
志望学科			
氏 名			
		出身 中学校	
栃木県立〇〇高等学校長 〇〇 〇〇			
----- キリトリ線 -----			
<b>学力検査受検者の心得</b>			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受検者は、学力検査当日、午前8時40分までに検査場に集合して、検査係の指示を受ける。</li> <li>2 学力検査開始時刻に遅れた者は、原則として受検することができない。</li> <li>3 検査当日の必携品は次のとおりとする。 受検票、筆記用具、消しゴム、コンパス、定規、昼食、上ばき</li> <li>4 スマートフォン等の情報端末機器や計算機・辞書・地図等の機能のついた時計等、学力検査の公正を乱すおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めない。</li> <li>5 検査室には時計がないので留意すること。</li> </ol>			
令和9 (2027) 年 2月24日 (水) 8:40 集合 〇:〇~〇:〇 諸注意 9:35~10:25 国語 10:50~11:40 数学 12:05~12:55 英語 13:50~14:40 社会 15:05~15:55 理科		令和9 (2027) 年 2月〇日 (〇) 〇:〇 集合 〇:〇~ 〇:〇 諸注意 〇:〇~ 学校独自検査 (〇〇)	

(注) 1 例として、全日制課程の様式を示している。定時制課程及び通信制課程の様式は本様式に準ずる。  
 2 学校独自検査等の日程については、受検票において高等学校ごとに示す。

合 格 通 知 書

受検番号

氏 名

全日制

あなたは、令和9（2027）年度栃木県立高等学校入学者選抜の結果、本校定時制の課程

通信制

系

に、

選抜で合格したので通知します。

科

令和 年 月 日

高等学校長氏名

職印

(注) 合格した選抜について、「一般・特色・フレックス特別・再募集・2月実施・3月実施」のうち、該当するものを記載する。

志願者氏名		受検番号	※
志願校 学 科	栃木県立	高等学校	系・科 コース 部

1 私は貴校が定めた「資格要件」  に該当します。

2 志願する理由

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

(350字以内を目安に記入してください。)

3 志願先高等学校の学校独自質問 (指定された質問がない場合には、空欄で提出してください。)

質 問	
-----	--

---



---



---



---



---



---

(180字以内を目安に記入してください。)

## 「自己表現シート」作成上の注意

- ① この自己表現シートは、全日制課程の特色選抜、定時制課程のフレックス特別選抜の志願者本人が、自筆又は電子データで作成してください。

自筆で作成する場合、筆記具は問いませんが、PDF データにしたときに文字が読み取れるようにしてください。

作成後、自己表現シートを中学校に提出してください。なお、校内外の実績等を証明する添付書類の提出は必要ありません。

中学校は「自己表現シート」の校内外の活動の実績について、事実と相違ないことを確認してください。

中学校は、高等学校ごとに志願者の「自己表現シート」をとりまとめ、1つのPDFデータにまとめてください。その後、調査書とともに、栃木県電子申請システム(各高等学校の中学校用フォーム)により、各志願先高等学校へ提出してください。

- ② ※印の欄は、記入しないでください。(志願先高等学校が記入します。)

- ③ 志願校の学科については、学科を記入し、系・科のいずれかを○で囲んでください。

鹿沼華陵高等学校の機械・土木科については、コースを記入し、コースを○で囲んでください。

宇都宮清陵高等学校、学悠館高等学校については、第1志望の部を記入し、部を○で囲んでください。

- ④ 1の項目の記入に当たっては、次のとおりとしてください。

- ・ 資格要件に「全て(両方)に該当する者」と書いてある学校を志願する場合は、資格要件の記号((1)やアなど)を全て四角の枠内に記入してください。
- ・ 「いずれかに該当する者」と書いてある学校を志願する場合は、自分が該当すると思う資格要件の記号((1)やアなど)を四角の枠内に記入してください。(2つ以上記入しても構いません。)
- ・ 真岡高等学校を志願する場合は、空欄で提出してください。
- ・ フレックス特別選抜を志願する場合は、空欄で提出してください。

- ⑥ 2の項目の記入に当たっては、次のとおりとしてください。

- ・ 志願の理由、特にPRしたいこと(中学校3年間での学校内外における取組や、高校入学後に取り組みたいことなど)、資格要件を満たす理由などについて書いてください。
- ・ フレックス特別選抜を志願する場合は、志願の理由、特にPRしたいことについて書いてください。
- ・ 字数は350字以内を目安に記入してください。

- ⑦ 3の項目記入に当たっては、次のとおりとしてください。

- ・ 志願する高等学校の「学校(学科)情報・入試情報」の特色選抜入試情報で、「自己表現シートの学校独自質問」の有無を確認してください。
- ・ 学校独自質問がある場合は、**質問**の欄にその質問を転記した上で、質問への回答を記入してください。回答の字数は180字を目安に記入してください。
- ・ 志願する高等学校に学校独自質問がない場合は、空欄で提出してください。

## 追 検 査 申 請 書

令和 年 月 日

栃木県立

高等学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

下記の理由により、追検査の受検を申請します。

受 検 番 号		
志 願 先	課 程 及 び 選 抜	全日制課程 <input type="checkbox"/> 一般選抜 <input type="checkbox"/> 特色選抜 定時制課程 <input type="checkbox"/> 一般選抜 <input type="checkbox"/> フレックス特別選抜
	学 科	系・科 コース 部
申 請 理 由		次の事由により、本検査当日に受検できないため

上記のことを了知しております。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

職 印

(注) 1 志願する選抜の種類の□に✓を入れる。

2 志願する学科を記入した欄の系又は科のいずれかを○で囲む。鹿沼華陵高等学校の機械・土木科については、コースを記入し、コースを○で囲む。宇都宮清陵高等学校、学悠館高等学校については、部を記入し、部を○で囲む。

海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書						
栃木県立		高等学校長 様		令和 年 月 日		
				フリガナ 志願者氏名		
				志願者生年月日 年 月 日		
				保護者氏名		
下記の事項が事実と相違ありませんので、令和9（2027）年度県立高等学校入学者選抜において、海外帰国者・外国人等の特別措置を適用されるよう申請します。						
特別措置の区分		<input type="checkbox"/> 海外帰国者 <input type="checkbox"/> 外国人等			※該当✓印	
海外在留期間 （入国日）		年 月 日 ~ 年 月 日 （ 月 日入国）				
海外在留期間に おける在籍校		<input type="checkbox"/> 現地校 <input type="checkbox"/> 日本人学校			※該当✓印	
学校 教育 歴	種 別	学 校 名	所 在 地		在学学年	在学期間
			国	都市	年～年	年月～年月
	小 学 校					
	中 学 校					
身元引受人（保護者が海外に居住している場合）						
住所						
氏名 <span style="float: right;">（志願者との関係）</span>						
志願する課程 及び選抜の種類 ※該当✓印		<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 一般選抜 <input type="checkbox"/> 特色選抜 <input type="checkbox"/> 再募集 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 一般選抜 <input type="checkbox"/> フレックス特別選抜 <input type="checkbox"/> 再募集			学科	系・科 コース 部
上記のとおり相違ないことを証明します。						
令和 年 月 日						
中学校名						
校長氏名						

- (注) 1 事務局申請時には、宛先の志願先高等学校については空欄でよい。
- 2 志望学科を記入した欄の系又は科のいずれかを○で囲む。鹿沼華陵高等学校の機械・土木科については、コースを記入し、コースを○で囲む。宇都宮清陵高等学校、学悠館高等学校については、部を記入し、部を○で囲む。
- 3 出身中学校が外国の現地校の場合は、中学校長の証明の欄の記載は必要ないが、本様式とともに必要な書類を提出すること。（実施細則●頁参照）なお、日本国内の中学校又は外国の日本人学校から出願する場合は、本様式をもって学校教育歴等を証明することとし、資料等の添付は要しない。

様式配-1 (A 4判縦型)

配慮受検希望調書(学力検査問題に直接関わる配慮)		
志願者氏名	(ふりがな)	
	(漢字)	
障害の状態	<input type="checkbox"/> 視覚障害	<input type="checkbox"/> 聴覚障害
	<input type="checkbox"/> 病弱・身体虚弱	<input type="checkbox"/> 言語障害
	<input type="checkbox"/> 学習障害(LD)	<input type="checkbox"/> 注意欠陥多動性障害(ADHD)
	<input type="checkbox"/> 自閉症(高機能自閉症・アスペルガー症候群含む)	
	<input type="checkbox"/> その他	
障害の程度について詳細に記載		
中学校での配慮内容等	中学校での配慮内容等を詳細に記載(いつ頃から、どのような配慮をしていたか)	
志願者の希望する配慮等	学力検査における希望する配慮を詳細に記載	
	希望する配慮の理由を詳細に記載	
り受検上の配慮について希望調書を作成しましたので、提出します。		
担任(担当者)氏名		
<p>上記の事項が事実と相違ありませんので、令和9(2027)年度県立高等学校入学者選抜において、学力検査問題に直接関わる配慮を希望します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">中学校名 校長氏名</p>		

- (注) 1 作文において配慮を希望する場合は、本様式にて申請してください。  
 2 申請時に、本様式とともに個別の教育支援計画(支援機関一覧及び個別の指導計画)を提出してください。なお、配慮内容によっては、診断書(写し)の提出を求める場合があります。  
 3 具体的な配慮の内容については、下記を参照してください。  
 ・学力検査の問題用紙及び解答用紙のルビ振り ・学力検査問題及び解答用紙の拡大 ・学力検査時間の延長  
 ・学力検査のPCによる解答 ・拡大鏡、単眼鏡、補聴器、ロジャー(補聴援助システム)以外の補助具の持込、使用 等



(別表1) 農業・工業・商業に関する学科で、同一校の同一学科内に、複数の系・科・コースを設置する高等学校  
(一般選抜において、第2志望、第3志望のできる高等学校)

農業に関する学科		
学校名	科	学科
宇都宮白楊	農業経営	農
	生物工学	
	食品科学	
	農業工学	
栃木農業	農業科学	業
	食品科学	
真岡北陵	生物生産	
	農業機械	
	食品科学	
那須拓陽	農業経営	業
	生物工学	
	食品化学	

工業に関する学科		
学校名	系・科・コース	学科
宇都宮工業	*機械システム	工
	*電気情報システム	
	*建築デザイン	
	*環境建設システム	
鹿沼華陵	機械・土木(機械コース)	業
	機械・土木(土木コース)	
	情報科学	
栃木工業	機 械	業
	電 気	
	電 子 情 報	
足利工業	機 械	業
	電 気 シ ス テ ム	
	産 業 デ ザ イ ン	
真岡工業	機 械 シ ス テ ム	業
	建 設	
	電 子	
那須清峰	機 械 シ ス テ ム	業
	電 気 情 報	
	建 設 工 学	

商業に関する学科		
学校名	科	学科
宇都宮商業	商 業	商
	情報処理	
栃木商業	商 業	業
	情報処理	

\*は系による募集

(別表2) 一般選抜において、専門学科を第1志望、同一校の普通科を第2志望のできる高等学校  
(特色選抜においては、第2志望はできない)

学校名	第1志望の科	第2志望の科
小山南	スポーツ	普通

(別表3) 全国からの出願を受け入れる高等学校

学校名	科	備 考
今市	総合	アイスホッケー、スピードスケート競技での活躍を目指す者に限る。
馬頭	水産	

(別表4) 令和9(2027)年度県立高等学校全日制課程入学者選抜における「入試情報」等について

番号	学校名	学科名 (系・科)	男女	学力検査と調査書の評定等の比重					特色選抜				一般選抜 傾斜配点		
				特色選抜		一般選抜			特色選抜の 定員の割合	学校独自検査					
				学力点	調査書点	独自検査点	学力点	調査書点		個人 面接	集団 面接	プレゼン テーション		グルー プ討論	自己表現シート 学校独自質問の有無
1	宇都宮高校	普通	男	500	100	100	500	50	10%				○	○	国数英
2	宇都宮東高校	普通	男女	500	500	250	500	50	20%				○	○	
3	宇都宮南高校	普通	男女	500	270	400	500	125	30%				○		
4	宇都宮北高校	普通	男女	500	150	150	500	50	15%	○			○		
5	宇都宮女子高校	普通	女	500	50	180	500	50	10%				○		国数英
6	宇都宮中央高校	普通	男女	500	150	150	500	50	15%				○	○	
		総合家庭	男女	500	150	150	500	100	25%				○	○	
7	宇都宮白楊高校	農業経営	男女	500	333	300	500	333	30%				○		
		生物工学	男女	500	333	300	500	333	30%				○		
		食品科学	男女	500	333	300	500	333	30%				○		
		農業工学	男女	500	333	300	500	333	30%				○		
		情報技術	男女	500	333	300	500	333	30%				○		
		流通経済	男女	500	333	300	500	333	30%				○		
		服飾デザイン	男女	500	333	300	500	333	30%				○		
8	宇都宮工業高校	機械システム	男女	500	500	600	500	214	30%				○	○	
		電気情報システム	男女	500	500	600	500	214	30%				○	○	
		建築デザイン	男女	500	500	600	500	214	30%				○	○	
		環境建設システム	男女	500	500	600	500	214	30%				○	○	
9	宇都宮商業高校	商業	男女	500	150	50	500	135	35%				○	○	
		情報処理	男女	500	150	50	500	135	35%				○	○	
10	鹿沼高校	普通	男女	500	135	65	500	135	25%				○		
11	鹿沼東高校	普通	男女	500	200	300	500	125	50%				○		
12	鹿沼華陵高校	農林科学	男女	500	300	200	500	400	35%	○				○	
		機械・土木	男女	500	300	200	500	400	30%	○				○	
		情報科学	男女	500	300	200	500	400	30%	○				○	
		商業	男女	500	300	200	500	400	35%	○				○	
		ライフデザイン	男女	500	300	200	500	400	35%	○				○	
13	今市高校	総合学科	男女	500	300	400	500	200	40%				○		
14	上三川高校	普通	男女	500	214	100	500	214	20%	○			○		
15	石橋高校	普通	男女	500	100	400	500	100	20%				○	○	
16	小山高校	普通・数理科学	男女	500	125	375	500	125	15%				○	○	
17	小山南高校	普通	男女	500	500	300	500	214	30%				○	○	
		スポーツ	男女	500	500	500	500	333	50%				○	○	
18	小山西高校	普通	男女	500	500	1000	500	125	30%				○		

(別表4) 令和9(2027)年度県立高等学校全日制課程入学者選抜における「入試情報」等について

番号	学校名	学科名 (系・科)	男女	学力検査と調査書の評定等の比重					特色選抜				一般選抜 傾斜配点	
				特色選抜			一般選抜		特色選抜の 定員の割合	学校独自検査				
				学力点	調査書点	独自検査点	学力点	調査書点		個人 面接	集団 面接	プレゼン テーション		グルー プ討論
19	小山北桜高校	食料環境	男女	500	625	125	500	214	30%	○				
		建築システム	男女	500	625	125	500	214	30%	○				
		総合ビジネス	男女	500	625	125	500	214	30%	○				
		生活文化	男女	500	625	125	500	214	30%	○				
20	小山城南高校	総合学科	男女	500	300	100	500	200	20%	○			○	
21	栃木高校	普通	男	500	135	135	500	50	10%	○				国数英
22	栃木女子高校	普通	女	500	100	300	500	100	20%	○		○	○	
23	栃木農業高校	農業科学	男女	500	667	500	500	333	30%			○	○	
		食品科学	男女	500	667	500	500	333	30%			○	○	
24	栃木工業高校	機械	男女	500	270	180	500	270	30%	○				
		電気	男女	500	270	180	500	270	30%	○				
		電子情報	男女	500	270	180	500	270	30%	○				
25	栃木商業高校	商業	男女	500	513	240	500	162	30%	○				
		情報処理	男女	500	513	240	500	162	30%	○				
26	栃木翔南高校	普通	男女	500	500	500	500	125	25%	○			○	
27	壬生高校	普通	男女	500	200	400	500	200	30%	○				
28	佐野高校	普通	男女	500	125	375	500	125	30%	○			○	
29	佐野東高校	普通	男女	500	200	100	500	100	20%		○		○	
30	佐野松桜高校	情報制御	男女	500	270	120	500	270	35%			○	○	
		商業	男女	500	270	120	500	270	35%			○	○	
		家政	男女	500	270	120	500	270	35%			○	○	
		介護福祉	男女	500	270	120	500	270	35%			○	○	
31	足利高校	普通	男女	500	270	150	500	135	15%			○	○	
32	足利南高校	総合学科	男女	500	300	200	500	300	20%			○	○	
33	足利工業高校	機械	男女	500	500	270	500	340	35%			○	○	
		電気システム	男女	500	500	270	500	340	35%			○	○	
		産業デザイン	男女	500	500	270	500	340	35%			○	○	
34	足利清風高校	普通	男女	500	500	500	500	135	35%	○		○		
		商業	男女	500	500	500	500	135	35%	○		○		
35	真岡高校	普通	男	500	500	1000	500	50	20%	○				
36	真岡女子高校	普通	女	500	135	360	500	135	25%	○			○	
37	真岡北陵高校	生物生産	男女	500	405	180	500	405	50%	○				
		農業機械	男女	500	405	180	500	405	50%	○				
		食品科学	男女	500	405	180	500	405	50%	○				
		総合ビジネス	男女	500	405	180	500	405	50%	○				
		介護福祉	男女	500	405	180	500	405	50%	○				

(別表4) 令和9(2027)年度県立高等学校全日制課程入学者選抜における「入試情報」等について

番号	学校名	学科名 (系・科)	男女	学力検査と調査書の評定等の比重					特色選抜				一般選抜 傾斜配点	
				特色選抜		一般選抜			特色選抜の 定員の割合	学校独自検査				
				学力点	調査書点	独自検査点	学力点	調査書点		個人 面接	集団 面接	プレゼン テーション		グルー プ討論
38	真岡工業高校	機械システム	男女	500	500	120	500	350	50%	○				
		建設	男女	500	500	120	500	350	50%	○				
		電子	男女	500	500	120	500	350	50%	○				
39	益子芳星高校	普通	男女	500	500	250	500	350	30%	○			○	
40	茂木高校	総合学科	男女	500	135	365	500	215	35%			○	○	
41	鳥山高校	普通	男女	500	540	600	500	135	35%	○			○	
42	馬頭高校	普通	男女	500	570	180	500	500	20%	○				
		水産	男女	500	570	180	500	500	30%	○				
43	大田原高校	普通	男	500	135	165	500	55	20%			○		
44	大田原女子高校	普通	女	500	135	200	500	135	30%	○			○	
45	黒羽高校	普通	男女	500	500	1000	500	500	30%			○	○	
46	那須拓陽高校	農業経営	男女	500	600	900	500	350	30%	○		○		
		生物工学	男女	500	600	900	500	350	30%	○		○		
		食品化学	男女	500	600	900	500	350	30%	○		○		
		食物文化	男女	500	600	900	500	350	30%	○		○		
47	那須清峰高校	機械システム	男女	500	333	500	500	333	30%			○	○	
		電気情報	男女	500	333	500	500	333	30%			○	○	
		建設工学	男女	500	333	500	500	333	30%			○	○	
		商業	男女	500	333	500	500	333	30%			○	○	
48	那須高校	普通	男女	500	675	200	500	500	20%	○				
		リゾート観光	男女	500	675	200	500	500	40%	○				
49	黒磯高校	普通	男女	500	200	600	500	135	20%			○	○	
50	黒磯南高校	総合学科	男女	500	350	300	500	350	30%	○				
51	矢板高校	農業経営	男女	500	500	270	500	333	30%			○		
		工業システム	男女	500	500	270	500	333	30%			○		
		栄養食物	男女	500	500	270	500	333	30%			○		
		介護福祉	男女	500	500	270	500	333	30%			○		
52	矢板東高校	普通	男女	500	135	360	500	135	40%	○			○	
53	高根沢高校	普通	男女	500	500	250	500	340	40%			○		
		商業	男女	500	500	250	500	340	40%			○		
54	さくら清修高校	総合学科	男女	500	320	180	500	135	20%			○		

(別表5) 令和9(2027)年度県立高等学校定時制課程入学者選抜における「入試情報」等について

番号	学校名	学科名 (系・科)	男女	学力検査と調査書の評定等の比重						フレックス特別選抜			一般選抜
				フレックス特別選抜			一般選抜			フレックス 特別選抜の 定員の割合	学校独自検査		学力検査実施教科
				調査書点	面接点	作文点	学力点	調査書点	面接点		個人 面接	作文	
1	宇都宮清陵高校	普通	男女	200	200	100	300	200	100	50%	○	○	国数英
2	鹿沼華陵高校	普通	男女	/	/	/	300	200	100	/	/	/	国数英
3	学悠館高校	普通	男女	—	300	200	500	250	250	50%	○	○	国社数理英
4	足利工業高校	工業技術	男女	/	/	/	300	200	200	/	/	/	国数英
5	真岡高校	普通	男女	/	/	/	300	300	300	/	/	/	国数英
6	大田原東高校	普通	男女	/	/	/	300	300	100	/	/	/	国数英
7	矢板東高校	普通	男女	/	/	/	300	300	100	/	/	/	国数英

## 資料I

### 栃木県立高等学校入学者選抜の方針

- 1 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- 2 全日制課程においては、一般選抜及び特色選抜を行うものとする。一般選抜においては、学力検査及び実技検査を実施する高等学校においては実技検査を、特色選抜においては、学力検査及び高等学校が独自に設定した方法による検査を行うものとする。
- 3 定時制課程においては、一般選抜及びフレックス特別選抜（フレックス・ハイスクールに限る）を行うものとする。一般選抜においては、学力検査及び面接を、フレックス特別選抜においては、面接及び作文を行うものとする。
- 4 通信制課程においては、面接による選抜を行うものとする。
- 5 選抜に際しては、第2項から第4項までに規定する各課程の検査の結果に加え、中学校長から送付された調査書その他必要な書類等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。
- 6 中高一貫教育に係る併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒に対する入学者の選抜は行わないものとする。
- 7 第2項及び第3項に規定する全日制課程及び定時制課程における選抜に係る検査については、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に受検できなかった者を対象とし、追検査を行うものとする。
- 8 入学志願者が募集定員に満たない場合は、再募集を行うものとする。

#### 付 記

- 1 この選抜の方針は、令和9年度県立高等学校入学者選抜から適用する。

## 資料2

### 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定(抜粋)

福島県教育委員会,茨城県教育委員会,栃木県教育委員会,群馬県教育委員会,埼玉県教育委員会及び千葉県教育委員会(以下「協定県教育委員会」という。)は,隣接県の県立高等学校及び市町村立高等学校(市町村組合立高等学校を含む。以下同じ。)(以下「公立高等学校」という。)への入学志願者の取扱いについて,次のとおり協定を締結する。

#### (入学志願)

第1条 隣接県の県立高等学校への入学志願者の出願は,当該隣接県の隣接学区内の県立高等学校に限り認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず,一家転住その他特別な事情のある者については,県立高等学校長は,隣接県の隣接学区外からの出願を認めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず,協定県教育委員会中いずれかの教育委員会が学区の改編や通学区域の廃止を行った場合,当該県と隣接県との間の県立高等学校への入学志願者の出願の取扱いについては,別に定めることができる。

#### (平等の取扱い)

第2条 県立高等学校長は,隣接県からの入学志願者について,県内の入学志願者と平等に取り扱わなければならない。

#### (併願の禁止)

第3条 県内の公立高等学校と県外の公立高等学校との併願は認めない。

2 県外の県立高等学校への入学志願者の在籍又は出身の中学校長は,出願に際し,県内及び県外の他の公立高等学校と併願しない旨の証明書を添付しなければならない。ただし,第2次募集又は再募集以後の出願においては,この限りでない。

#### (市町村立高等学校等との関係)

第4条 隣接県の市町村立高等学校への入学志願者の取扱いについては,該当する高等学校を所管する市町村の教育委員会又は市町村組合の教育委員会と,当該市町村等が所在する県の教育委員会との間で調整のうえ,別に定める。

2 前項に規定する調整の結果,隣接県の隣接学区からの入学志願者の出願を認める市町村立高等学校がこの協定を適用する場合は,この協定の規定中「県立高等学校」とあるのは「公立高等学校」と読み替えるものとする。

#### (細部の委任)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については,別に定める。

#### (適用)

第6条 この協定は,平成19年4月1日以後に公立高等学校に入学する者に係る入学者選抜から適用する。

## 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定における隣接学区・地域

	他県学区・地域	栃木県地域
福島県	県南学区固定区	大田原市 那須塩原市 那須町
	会津学区固定区	鹿沼市 日光市 大田原市 那須塩原市 那須町
埼玉県	行田市 加須市 羽生市 鴻巣市のうち旧川里町の地域	栃木市 小山市 下野市 上三川町 壬生町 野木町
茨城県	水戸市 笠間市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町	真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
	古河市 結城市 下妻市 常総市 つくば市 守谷市 筑西市 坂東市 桜川市 つくばみらい市 八千代町 五霞町 境町	栃木市 小山市 真岡市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町
群馬県	太田市のうち旧藪塚本町を除く地域 館林市 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町	足利市 栃木市 佐野市 小山市 下野市 上三川町 壬生町 野木町
	桐生市 太田市のうち旧藪塚本町の地域 みどり市	足利市 佐野市 鹿沼市 日光市